

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1349	13492010	新エネルギーの開発・実用化に向けた実証実験にかかる許認可権限の移譲	「関西新エネルギーセンター(仮称)」がワンストップで許認可や情報提供をできるよう、電気事業法、熱供給事業法、消防法、高圧ガス保安法、建築基準法などの規制にかかる許認可権限を国から「関西州(産業再生)特区」に移譲すること。	「関西州(産業再生)特区」において、新エネルギーの実用化、普及に向けた総合政策を企画立案する。 「特区」のなかに「関西新エネルギーセンター(仮称)」を設置し、新エネルギーの実用化、産業化に向けた実証実験等に関する許認可手続きや情報提供をワンストップで行う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、安定成長時代の産業の発展を考えた場合、新エネルギーの開発と産業化は一つの重要な課題になる。 燃料電池など環境にやさしい新エネルギーが求められており、研究開発は潜在的な技術や知識をもつ企業や大学などにおいて個別に進められているが、社会生活に深くかかわる問題であり、ある程度の広さをもったエリアにおいて実証試験や普及啓発活動等を行っていくことが開発した新エネルギー技術を実用化、産業化していくうえで必要である。 このため関西が新エネルギー開発を先導し、実用化するための実験フィールドを提供し、ひいては環境にやさしい循環型社会の形成に寄与することをめざす。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	新エネルギーの開発・実用化への広域的対応	関西が新エネルギー開発を先導し、実用化するための実験フィールドを提供し、ひいては環境にやさしい循環型社会の形成に寄与することをめざす。 新エネルギーの実用化、普及に向けた関西としての総合政策を企画立案する。 「関西新エネルギーセンター(仮称)」を設置し、新エネルギーの実用化、産業化に向けた実証実験等に関する許認可手続きや情報提供をワンストップで行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1612	16122010	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化の拡大	公営住宅における目的外使用について、明舞団地の活性化推進に資することを前提に、住宅以外の用途に関しても既支援措置同様に承認にかかる手続きの簡素化合理化を措置する。	【実施内容】 公営住宅を団地内の住民団体が運営するコミュニティ拠点(集会室・団らん室等)として目的外使用する。 公営住宅をNPO等が運営する高齢者生活サービス提供、子育てサービス提供等の活動拠点として目的外使用する。 【効果】 日常生活圏を核としたコミュニティ活動を活性化させ、団地の活性化を促す。 住宅地内に、高齢者生活サービスや子育てサービス等を導入することで、生活支援を充実する。 住宅地のミックスユースの推進を図り、団地に賑わいをもたらす。	現規定において公営住宅を目的外使用する場合、地方整備局長等が補助金適正化法第22条の規定に基づき個別に承認を得る必要がある。 これについて、事後報告で可とする手続きの簡素化合理化を図ることにより、団地再生に資する用途を効率的、柔軟に導入することが可能となり、居住者のニーズに即した団地の活性化を図ることができる。 現在の支援措置では、住宅用途について手続きの簡素化が認められているところであるが、住宅用途以外においても、住宅地の適正な運営に役立つコミュニティ活動拠点や生活サービス活動拠点については、当該支援措置の対象に追加するよう求めるものである。	兵庫県	兵庫県	明舞団地再生構想(現明舞団地再生計画)	オールドタウン化が進むニュータウンの典型である明舞団地において、その再生・活性化を推進するため、公営住宅等整備基準等の緩和により、団地内の戸建住宅を公営住宅として借上げ、当該戸建住宅を所有する高齢世帯の円滑な住み替え、団地内への若年子育て世帯の導入を図るとともに、公営住宅入居者の募集方法の適用除外により、公営住宅における世帯人員と住戸規模のミスマッチの解消を図る。また、現在、住宅用途に限定されている支援措置「公営住宅における目的外使用承認の柔軟化」の対象を住宅以外にも拡大することを求め、住宅地内へのコミュニティ拠点、NPO等の活動拠点の円滑な誘致を図る。
1278	12782010	過疎地の公営住宅における目的外使用の推進計画	公営住宅法では入居基準が定められており、家賃も定められていることから、都道府県並びに市町村が整備した建物であっても国営住宅と呼ばれている。この住宅は、入居基準等で入居が制限されて使い勝手が悪く、その他の町営住宅と比較しても空き家の期間が長くなることが多い。そこで、設置から8年を経過して修繕が必要となった施設は老朽住宅として公営住宅の用途を廃止しても補助金の返還を求めず、設置者の裁量で他の町営住宅と同様に入居基準を緩和して有意義に使用する。	公営住宅法では入居基準等で入居が制限されて使い勝手が悪く、空き家になることが多い。そこで、耐用年数の4分の1を経過して修繕が必要となった施設については、老朽住宅として公営住宅の用途を廃止し、設置者の裁量で入居基準を緩和して有意義に使用する。	現在の公営住宅の制度は細やかな部分に至るまで非常に良くできているが、入居者にとっても管理者にとっても非常に使い勝手が悪く、空き家になる場合が多い。双方の無駄や気遣いを省き、快適な生活を約束するため、耐用年数の4分の1を経過した施設については規制を緩和し、有効に施設を活用できる制度にする。	徳島県	上勝町	過疎地の公営住宅における入居者の所得制限等緩和構想	公営住宅法では入居基準が定められており、家賃も定められていることから、都道府県並びに市町村が整備した建物であっても国営住宅と呼ばれている。この住宅は、入居基準等で入居が制限されて使い勝手が悪く、その他の町営住宅と比較しても空き家の期間が長くなることが多い。そこで、設置から10年を経過して修繕が必要となった施設は老朽住宅として、設置者の裁量で他の町営住宅と同様に入居基準を緩和して有意義に使用したい。
5020	50200001	公営住宅における目的外使用承認手続きの簡素化、合理化	公営住宅の既存空家を活用して、コミュニティ活動拠点や生活サービス活動拠点等への利用を図るため、国において公営住宅の目的外使用承認の基準等を設け、事業主体が基準に沿った柔軟な対応ができるよう、承認にかかる手続きの簡素化、合理化を措置する。		既存施設を有効に活用することにより、公営住宅居住者のニーズに即した団地の活性化を図る必要があるため。 【参考】 現状においては、既存空家であっても、その都度個別に所管省庁(国土交通省)の目的外使用承認を受けた後でなければ目的外使用できず、地域の実情や個々具体的な状況に応じた柔軟な対応ができないため、活性化のための施策が円滑に実施できない。 なお、現時点で公営住宅の目的外使用承認に関する基準等はない(使用承認期間は1年(近畿地方整備局建設部住宅整備課確認))	0	兵庫県	0	0
1613	16132020	新たな耐震工法に関する国土交通大臣の認定	(独)防災科学技術研究所が管理運営する「実大三次元震動破壊実験施設」での共同実験により実証された耐震工法について、建築基準法第20条(構造耐力)及び68条の26(構造方法等の認定)に基づく国土交通大臣の認定について配慮する。	耐震住宅産業の育成	兵庫県では、住宅の木造化、木質化とともに耐震化を進めているが、木造住宅は主として地域の中小工務店が担っており、木造住宅の安全性を確保するため、これら中小の住宅建設事業者が共同して木造住宅の安全性を確保するための実験を行うことが必要である。 現在、「三木震災記念公園(仮称)」の学習・訓練ゾーン内に建設が進められている「実大三次元震動破壊実験施設」で行われる構造物の破壊現象解明のための実験について、中小の住宅建設事業者の共同実験等にも活用できるよう広く門戸を開放し、新たな耐震工法を開発するなど耐震住宅産業の育成を図る必要がある。	兵庫県	兵庫県	耐震住宅産業育成構想	兵庫県では、住宅の木造化、木質化とともに耐震化を進めているが、木造住宅は主として地域の中小工務店が担っており、木造住宅の安全性を確保するため、これら中小の住宅建設事業者が共同して木造住宅の安全性を確保するための実験を行うことが必要である。 現在、「三木震災記念公園(仮称)」の学習・訓練ゾーン内に建設が進められている「実大三次元震動破壊実験施設」で行われる構造物の破壊現象解明のための実験について、中小の住宅建設事業者の共同実験等にも活用できるよう広く門戸を開放し、新たな耐震工法を開発するなど耐震住宅産業の育成を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1601	16012020	高齢者安心住み替え支援構想	<p>(部分) 高齢者が安心して住み替えができる高齢者向け優良賃貸住宅の整備の促進するための支援措置</p> <p>特定優良賃貸住宅の空き家を高齢者向け優良賃貸住宅として管理することを認める目的外使用の弾力化を行う。 社会福祉法人が高齢者向け優良賃貸住宅事業を実施する場合に、建設用地を基本財産のままとして実施ができるようにする。</p>	<p>「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」を設置</p> <p>「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」とは、高齢者等が安心して住み替えることができるよう情報提供・相談業務等を行い、また、住み替え希望を持つ者又はその物件を登録し、その意向をマッチングすることにより住み替えの円滑化を図り、もって人生のそれぞれの段階に応じた適切な居住環境の確保と地域の活性化に寄与することを目的としたものです。</p>	<p>特優賃のストックの有効活用により、高齢者向け優良賃貸住宅の供給が促進され、高齢者の住み替えが進むと思われる。現在は、法による管理年数、補助金適正化法の規定により有効活用ができない。 社会福祉法人による高優賃建設に際し、定款の変更などの煩雑な手続きが、建設促進の阻害要因となっている。</p>	福岡県	福岡県	高齢者安心住み替え支援構想	<p>1970～80年代に40歳前後のファミリー層によって形成されたいわゆるニュータウンは、地域全体が高齢化し、児童数の減少など地域経営へ支障をきたしている。これらの高齢世帯は、資産を活用し街なかの利便性の高い地域への住み替えを希望しているが、そのノウハウがないため、県は平成16年秋を目処に「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」を設置し支援を行うこととしている。</p> <p>このような地域の再生には、円滑な住み替えを可能とする環境整備が必要で、高齢者の持家の賃貸化に対する賃料保証制度の創設などの支援が必要であり、住み替えにより空いた住宅への若年世帯の入居による地域の活性化や街なか居住の推進による既存インフラの活用など経済的社会的効果が期待できる。</p>
1236	12361010	中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置	<p>【提案内容】 県が有している地域地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域の都市計画決定権限を中核市に移譲すること。また、この移譲に伴い、国又は県との協議・同意に関わる関与を縮減若しくは廃止すること。</p> <p>【現行制度の主旨と問題】 三大都市圏等における用途地域をはじめとする地域地区や、規模の大きい道路、公園等の都市施設・市街地開発事業及び市街地開発事業予定区域の都市計画決定は、都道府県が定めるものとされており、定める際は国土交通大臣と協議・同意するシステムになっている。 これは、三大都市およびそれに接続する区域において、産業及び人口の過度の集中を防止し秩序ある市街地形成を図るために、広域的見地から都市計画を定める制度である。</p> <p>しかし、これによって広域的見地から定める必要のない都市計画にもかかわらず、すべてにおいて国・県の関与が必要とされており、当該市が自主的に都市計画の決定を行うことが認められていない。</p> <p>また、権限が市町村に移譲された場合も、国・県との協議・同意要件を残しており、これでは根本的な権限移譲とは言いがたい。</p> <p>このため、都市計画決定に時間を要し、市の自主性および地方分権を妨げている。</p> <p>【特例措置を適用する背景】 本市は行政区画と都市計画区域が同一であり、その区域内で定める都市計画は、広域的見地を必要としない。従って権限を移譲すべきであり、国・県の関与は不要である。「広域的見地から定める都市計画」の対象区域を三大都市圏等としているが、本市に隣接する政令指定都市(横浜市)には、既に多くの権限が移譲され独立性を有している。</p> <p>本市は大都市に連担しているものの、独立した都市計画区域であるとともに、特有の地勢・地形等から、広域的見地から切り離して都市計画を定めることを認めるべきと考えられる。</p> <p>そして、中核市には、行政判断、事務執行体制等をはじめとする行政事務や行財政能力が備わっており、権限移譲にあたっての障害はない。</p>	<p>用途地域、臨港地区、都市計画道路、土地区画整理事業等の都市計画の変更</p> <p>上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項番号2、3の提案を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。</p>	<p>【提案理由】 ・ 地方分権推進委員会の勧告等により、平成10年度以降都市計画決定権限の移譲が図られたが、三大都市圏等内の市への権限移譲はまだ十分ではなく、中核市等への移譲措置も講じられていない。また、都市計画決定等に係る国・県の関与がいまだに国家公権的であり、地方分権が活かされておらず都市再生・地域再生を阻害している。 ・ 用途地域等の都市計画決定権限が市にないため、土地利用転換や地域活性化を目的とする都市計画の決定又は変更がタイムリーに行われていない。その為、大規模工場閉鎖後の遊休地や臨港地区における土地利用転換をスムーズに行うことが出来ない。 ・ 仮に市へ権限が移譲されても、国・県の協議・同意要件残ると、結果的に国・県の関与実態は変わらない。 ・ 都市再生特別措置法による都市計画決定権限の移譲では、権限の対象・地域・期限が極めて限定され、国の同意を要するなど実質的に国の関与は変わっていない。</p> <p>【前回提案】 本提案(地域再生1次提案NO.1254010)における、国土交通省の回答主旨は 「地方分権推進委員会の勧告等を踏まえ平成10年以降、用途地域の決定権限の移譲措置を講じている。平成12年の都市計画法改正により平成16年5月までに都道府県による都市計画マスタープラン策定が義務となっており、それらを踏まえ、上記権限移譲の定着状況を見極める必要もあり、16年度以降フォローアップを行うため、現段階で検討すべき課題ではない。」 とあるが、そもそも三大都市圏等特定区域において上記権限移譲はごく限られた一部しか行われていない。また、都道府県による都市計画区域マスタープラン策定と、国・県の権限を中核市等に移譲する事との関連性は見当たらない。(神奈川県は平成15年3月にマスタープランの都市計画決定済)従って、これらのフォローアップを待つまでも無い。 本提案は、地方の自主性と責任の下で、都市の再生を行い地域の活性化を促進するためには欠くことが出来ない制度改革である。加えて産業構造や地域経済の変化に伴い、早急な都市政策を迫られている地方自治体にとっては緊急を要する課題であり、現在の権限移譲スケジュールはあまりにも時間が掛かり過ぎている。現制度を漫然と適用し続ける事は、都市再生・地域再生を遅らせる要因ともなっている。</p> <p>本提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項番号2、3の提案を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。</p>	神奈川県	横須賀市	<p>中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」</p> <p>上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。</p> <p>臨港地区変更(解除)に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」</p>	<p>三大都市圏等における都市計画決定に係る権限移譲は不十分である。その為、地域の实情に応じた都市計画がタイムリーに行う事が出来ない。そこで、中核市への包括的移譲と関与の見直しによって、地域の状況に即応した都市計画決定が可能と都市再生をスムーズに行う事が可能となる。平成15年3月に閉鎖された住友重機械工業(株)浦賀船塀工場用地は臨港地区である為に、事業化の目的が立ち難く、事業者の開発意欲が低下している。本提案では「中核市が港湾管理者と協議の下、土地利用の方針を定めた場合、臨港地区変更(解除)に関連する手続きを簡素化「決定権の移譲」により、民間開発意欲を促進させ、開発を促進させるものである。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1236	12362010	中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置	<p>【提案内容】                      県が有している地域地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域の都市計画決定権限を中核市に移譲すること。また、この移譲に伴い、国又は県との協議・同意に関わる関与を縮減若しくは廃止すること。                      【現行制度の主旨と問題】                      三大都市圏等における用途地域をはじめとする地域地区や、規模の大きい道路、公園等の都市施設・市街地開発事業及び市街地開発事業予定区域の都市計画決定は、都道府県が定めるものとされており、定める際は国土交通大臣と協議・同意するシステムになっている。                      これは、三大都市およびそれに接続する区域において、産業及び人口の過度の集中を防止し秩序ある市街地形成を図るために、広域的見地から都市計画を定める制度である。                      しかし、これによって広域的見地から定める必要のない都市計画にもかかわらず、すべてにおいて国・県の関与が必要とされており、当該市が自主的に都市計画の決定を行うことが認められていない。                      このため、都市計画決定に時間を要し、市の自主性および地方分権を妨げている。                      【特例措置を適用する背景】                      本市は行政区と都市計画区域が同一であり、その区域内で定める都市計画は、広域的見地を必要としない。従って権限を移譲すべきであり、国・県の関与は不要である。                      「広域的見地から定める都市計画」の対象区域を三大都市圏等としているが、本市に隣接する政令指定都市(横浜市)には、既に多くの権限が移譲され独立性を有している。                      本市は大都市に連担しているものの、独立した都市計画区域であるとともに、特有の地勢・地形等から、広域的見地から切り離して都市計画を定めることを認めるべきと考える。                      中核市には、行政判断、事務執行体制等をはじめとする行政事務や行財政能力が備わっており、権限移譲にあたっての障害はない。</p>	<p>用途地域、臨港地区、都市計画道路、土地区画整理事業等の都市計画の変更</p> <p>上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項番号2、3の提案を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。</p>	<p>本提案(地域再生1次提案NO.1254010)における、国土交通省の回答主旨は                      「地方分権推進委員会の勧告等を踏まえ平成10年以降、用途地域の決定権限の移譲措置を講じている。平成12年の都市計画法改正により平成16年5月までに都道府県による都市計画マスタープラン策定が義務となっており、それらを踏まえ、上記権限移譲の定着状況を見極める必要もあり、16年度以降フォローアップを行うため、現段階で検討すべき課題ではない。」                      とあるが、そもそも三大都市圏等特定区域において上記権限移譲はごく限られた一部しか行われていない。また、都道府県による都市計画区域マスタープラン策定と、国の権限を中核市等に移譲する事との関連性は見当たらない。(神奈川県においては平成15年3月にマスタープランの都市計画決定済)                      従って、これらのフォローアップを待つまでも無い。                      本提案は、地方の自主性と責任の下で、都市の再生を行い地域の活性化を促進するためには欠くことが出来ない制度改革である。                      加えて産業構造や地域経済の変化に伴い、早急な都市政策を迫られている地方自治体にとっては緊急を要する課題であり、現在の権限移譲スケジュールはあまりにも時間が掛かり過ぎている。現制度を漫然と適用し続ける事は都市再生・地域再生を遅らせる要因ともなっている。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権推進委員会の勧告等により、平成10年度以降都市計画決定権限の移譲が図られたが、三大都市圏等内の市への権限移譲はまだ十分ではなく、中核市等への移譲措置も講じられていない。また、都市計画決定等に係る国・県の関与がいまだに国家公権的であり、地方分権が活かされておらず都市再生・地域再生を阻害している。</li> <li>用途地域等の都市計画決定権限が市にないため、土地利用転換や地域活性化を目的とする都市計画の決定又は変更がタイムリーに行われていない。その為、大規模工場閉鎖後の遊休地や臨港地区における土地利用転換をスムーズに行うことが出来ない。</li> <li>都市再生特別措置法による都市計画決定権限の移譲では、権限の対象・地域・期限が限定され、国の同意を要するなど実質的に国の関与は現行と変わらない。</li> <li>仮に権限移譲が行われたとしても、県・国の協議・同意が存在すると実態は現行と変わらない。</li> </ul> <p>本提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項番号2、3の提案を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。</p>	神奈川県	横須賀市	<p>中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」</p> <p>上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。</p> <p>臨港地区変更(解除)に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」</p>	<p>三大都市圏等における都市計画決定に係る権限移譲は不十分である。その為、地域の実情に応じた都市計画がタイムリーに行う事が出来ない。そこで、中核市への包括的移譲と関与の見直しによって、地域の状況に即した都市計画決定が可能とし都市再生をスムーズに行う事が可能となる。平成15年3月に閉鎖された住友重機械工業(株)浦賀艦船工場用地は臨港地区である為に、事業化の目的が立ち難く、事業者の開発意欲が低下している。本提案では中核市が港湾管理者と協議の下、土地利用の方針を定めた場合、臨港地区変更(解除)に関連する手続きを簡素化「決定権の移譲」により、民間開発意欲を促進させ、開発を促進させるものである。</p>
1369	13692010	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画決定の権限委譲	<p>市街化区域及び市街化調整区域の線引きに関する都市計画決定については、県に決定権限ある。これは、都市計画区域を指定する主体である県が、地域の実情に応じて判断することが最も適切であると考えられてきたために権限委譲が進まなかったものである。しかし、地域性を踏まえた効率的できめ細かな線引き制度の運用を図るには、基礎的自治体である市で線引きすることがより適切である。                      そこで、都市計画法上に根拠がある線引きについては、同法の改正により権限の委譲を図るべきである。市街化区域及び市街化調整区域の線引きに関する都市計画決定については、本市の原案を県に提出する際、市の都市計画審議会に諮問しており、本市においては権限委譲に伴う事務の移管にも十分対応できる組織及び能力を有している。</p>		<p>都市計画区域を指定する主体である都道府県が、地域の実情に応じて判断することが最も適切であると考えられてきたため、県に権限が付与されている。                      しかし、都市計画提案制度の創設により、今後、線引き変更提案も予想され、迅速な対応が難しい状況にある。</p>	神奈川県	横浜市	都市計画決定の権限委譲及び手続の簡素化	<p>1市街化調整区域の線引きに関する都市計画決定については、県決定案件であるが、各自治体で地域特性を踏まえたきめ細かな線引き制度の運用が求められること等から、政令指定都市においては、市長に市街化区域及び市街化調整区域の線引きに関する都市計画決定権限を委譲するよう都市計画法を改正すること。                      2都市計画決定手続は、政令指定都市に決定権限のある案件についても都市計画決定に際して、国や県の同意を必要としている。案件によっては同意のみで2か月程の期間を要する場合もあり、手続の簡素化を図るため国や県の同意手続を撤廃するよう都市計画法を改正すること。</p>
1507	15072030	風致地区・緑地保全地区の指定(決定・変更)に係る権限の移譲	<p>現在、風致地区で10ha以上のものは、都道府県が定めることとされているが、地区の状況や特性、実態を反映した風致の保全、形成を図るため、風致地区に係る都市計画の決定・変更に係る権限を中核市に移譲してほしい。</p>	<p>「緑の基本計画」で定められている緑化重点地区(長岡樹林地等)において樹林地の保全や活用に応じた地域地区(緑地保全地区等)の指定を行う。</p>	<p>現在、風致地区の指定は、都道府県が行い、地区内の建築物の許可は、中核市が権限を持っている。地域の特性に応じた、きめ細かな対応をするためには、地区内の状況、実務を担当している中核市に権限を移譲することが望ましい。</p>	栃木県	宇都宮市	宇都宮まちづくり創生構想	<p>本市は、「市民都市の創造」を基本理念に各種施策・事業を推進してきたところであるが、住んでみたい、住みつけたいまちを形成していくためには、既存の公園、道路、その他の公共施設を利活用し、公園のバリアフリー対策や土地区画整理事業等を迅速・円滑に実施し、全ての市民が暮らしやすい良好な都市環境の形成を推進する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1507	15072040	風致地区・緑地保全地区内における建築等の規制に係る条例制定権限の中核市への移譲	現在、10ha以上の風致地区における建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採等については、都道府県が条例制定の権限を有しているが、中核市として、自主・自立的な許可基準をもって、地域の特殊性を活かした許可事務を行うため、風致地区・緑地保全地区における建築等の規制に係る条例の制定権については、地区の面積要件に関わらず、中核市に移譲してほしい。	地域の特性に合った条例・要綱等を定めることで、中核市として、自主・自立性を生かした許可事務を行う。	10ha以上の風致地区においては、都道府県が制定権を有しており、地域の特性を活かした許可事務を行うことができない。	栃木県	宇都宮市	宇都宮まちづくり創生構想	本市は、「市民都市の創造」を基本理念に各種施策・事業を推進してきたところであるが、「住んでみたい、住みつけたいまちを形成していくためには、既存の公園、道路、その他の公共施設を利活用し、公園のバリアフリー対策や土地区画整理事業等を迅速・円滑に実施し、全ての市民が暮らしやすい良好な都市環境の形成を推進する。
1257	12571010	首都圏整備法に規定する近郊整備地帯の用途地域の都市計画決定の市への権限移譲	都市計画法第15条で1の市町村の区域を越える広域の見地から決定すべきものは都道府県決定となっている。用途地域については、同法施行令第9条で首都圏の近郊整備地帯という理由だけで都道府県決定となっている。市自らがその地域の特性を十分に反映した個性豊かなまちづくりを進めるため、用途地域の都市計画決定権限を市へ移譲する。	住民との協働によるまちづくりを主体的かつ積極的に進めていく中で、地区の特性、産業構造の変化、人口の増減等を分析し、必要な時期に用途地域の見直しを行う。	用途地域は市町村が都市計画に定めることとなっているが、広域的見地を理由に首都圏近郊整備地帯に含まれる都市計画区域では都道府県の決定となっている。首都圏近郊整備地帯に含まれる都市計画区域は多種多様でそれぞれ地域の実情もまちの成り立ちも異なる。個々の実情を生かしたまちづくりは首都圏においても必要であり、地域の実情を最も把握している市町村が用途地域についても都市計画を定める必要がある。また、市町村が定める都市計画は都道府県の定める都市計画区域の整備、開発、保全の方針に適合していることを前提としており、その上でさらに都道府県決定と二重の要件を付加する理由は見当たらない。	千葉県、埼玉県	千葉県我孫子市、埼玉県草加市	首都圏近郊都市まちづくり推進特区	まちづくりの根幹である都市計画は地方自治体の自治事務であり、住民に最も身近な市町村がその区域のまちづくりを行うために定める都市計画は、すべて市町村の主体的な判断により定めるべきものである。用途地域については、首都圏の近郊整備地帯という理由だけで都道府県決定となっているが、市自らがその地域の特性を十分に反映した個性豊かなまちづくりを進めるため、用途地域の都市計画決定を市町村へ権限移譲する。
1369	13692020	都市計画決定における国・県の同意手続の撤廃	平成12年度の地方分権一括法の施行及び都市計画法の一部改正により、都市計画決定手続は、期間委任事務から自治事務となった。しかし、政令指定都市に決定権限のある案件についても都市計画決定に際して、国や県の同意を必要としている。これは、法改正により認可等を同意に制度上緩和したものであるが、案件によっては同意のみに2か月程の期間を要し、迅速な都市計画決定を妨げている。そこで、この際同意手続も撤廃するよう都市計画法の改正を求める。		平成12年度の都市計画法の改正により、国・県の認可等が同意に変更されたものであるが、同意のみに2か月程を要する案件もある。政令指定都市に都市計画決定権限がありながら、迅速な都市計画決定が行えない状況にある。	神奈川県	横浜市	都市計画決定の権限委譲及び手続の簡素化	1市街化調整区域の線引きに関する都市計画決定については、県決定案件であるが、各自治体で地域特性を踏まえたきめ細かな線引き制度の運用が求められることから、政令指定都市においては、市長に市街化区域及び市街化調整区域の線引きに関する都市計画決定権限を委譲するよう都市計画法を改正すること。2都市計画決定手続は、政令指定都市に決定権限のある案件についても都市計画決定に際して、国や県の同意を必要としている。案件によっては同意のみに2か月程の期間を要する場合もあり、手続の簡素化を図るため国や県の同意手続を撤廃するよう都市計画法を改正すること。
1401	14012010	区域区分制度の適時適切な運用	都市計画運用指針による、区域区分における保留フレームを有効に活用し、地区住民や民間の多様な開発ニーズをタイムリーに受け止め、民間活力の主導による良好な市街地形成を促進していくため、市街化区域編入を行う。	市街化区域に隣接し、開発ニーズの高い市街化調整区域において、市街化調整区域における地区計画制度を活用することにより、良好な居住環境の確保ができることが明らかな区域において、一般保留フレームの適時適切な運用を行ない、市街化区域へ編入していくことが、地区住民や民間の多様な開発ニーズをタイムリーに受け止め、民間活力の主導による良好な市街地形成を促進していくための有効な手法と考えられる。また、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」という区域区分の目的を達成する上においても有効な手法と考えられる。		0 広島県	東広島市	中心地区の個性・魅力づくりと求心力の強化	現在、本市では東広島圏域(東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町)の1市5町により、平成17年2月の合併を目指して協議を進めている。西条駅前を中心とする地区を新市全体の便利で快適な生活を支える中心地として、高度な都市機能を強化する都市拠点と位置付け、整備を進めていくこととしており、都市の成長に対応した都市機能の充実強化、また、西条中心地区のにぎわいの再生、周辺地区における良好な市街地を形成していくため、地元住民と連携をしながら、効果的に民間投資を誘導し、地域の活性化を進めていく。
1600	16002010	国営明石海峡公園の管理運営方法の柔軟な対応	国営明石海峡公園(淡路地区)の利用料金や管理運営の方法を、隣接する温室、ホテル等の諸施設との連携、季節等、現地の諸条件により柔軟に対応できるようにするため、次の措置を提案する。 開園時間、閉園時間の柔軟な設定 国営公園と周辺施設との境界周辺について、一体感を高める修景施設整備の実施 現地の状況に応じた利用料金等についての柔軟な対応 ( : 現在、都市公園法上は、都市公園ごとに料金を定めることになっているが、現実的に全国一律料金で決定されているものを都市公園の個別事情に応じて設定できるようにする。)	国営明石海峡公園地区の一体的な運営による利用促進	当該地域は阪神間臨海部の埋め立て用の土取り跡地を緑化し、自然を再生した地域で淡路島の観光や地域振興の拠点である。また、当該地域では国営公園や温室、ホテル等の各種施設が立地しており、多くの管理者が存在することに加え、有料・無料の区域が混在するなど、利用者にとって必ずしも利用しやすい状況となっていない。このため、各施設管理者が相互の連携を図ることで、一体的な利用を可能とし、利用者へのサービスの向上に資することを目的として「利用促進協議会」を平成15年7月に設置し、具体的な取り組みを進め、一定の成果を上げてきた。しかしながら、国営公園に関しては管理運営等の面で制約があり、さらに一体的な利用を促進するため、現地の状況に応じた柔軟な対応が必要と考えられる。	兵庫県	兵庫県	国営明石海峡公園周辺地区活性化プログラム	国営明石海峡公園(淡路地区)の利用料金や管理運営の方法を、隣接する温室、ホテル等の諸施設との連携、季節等、現地の諸条件により柔軟に対応できるようにするため、次の措置を提案する。 開園時間、閉園時間の柔軟な設定 国営公園と周辺施設との境界周辺について、一体感を高める修景施設整備の実施 現地の状況に応じた利用料金等についての柔軟な対応

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1166	11662030	都市公園「冠山総合公園」の計画変更権限を知事から市長に委譲する	本構想の計画期間である5年間の時限措置として、都市公園「冠山総合公園」の計画変更の権限を県知事から市長に委譲することにより、都市公園という従来の概念にとらわれず、地域の特性や来園者のニーズに基づき、魅力ある公園の整備を可能とする。また、地域の知恵と能力を最大限に発揮し、かつ、時代のニーズに即した迅速な整備を可能とする。 都市計画法第15条第1項第5号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設(県知事が定める)として政令で定めるもの(政令第9条第2項第5号:公園面積が10ヘクタール以上のもの)の変更権限。	本構想の計画期間である5年間の時限措置として、都市公園「冠山総合公園」の計画変更の権限を県から市に委譲する	地方分権一括法の施行等により、都市計画決定の権限委譲がなされ、公園面積10ha未満については、市町村の決定権限とされたが、10ha以上は県知事の権限となっている。このため、地域再生を図るための公園整備計画の変更には時間と労力を要するとともに、地域の自主的かつ独創的な事業実施が困難であり、地域再生計画の遂行にも支障を来している。	山口県	光市	地域再生を機軸とする「都市戦略転換構想」NO1 ～都市公園「冠山総合公園」を核とする新生「光市」再生計画～	合併に伴い、新市では、まちづくりの手法そのものを大胆に転換し、地域再生を機軸とする「都市戦略転換構想」を展開することとしている。この第1段として、都市公園「冠山総合公園」を人、物、情報の交流拠点として、地域全体の既存施設や省庁間にわたる施策の融合と連携を進め、現在の経済効果を増大するとともに、「観光」「産業」「健康」の3つをキーワードに、新たな就業の場、雇用の場、消費の場の創出と物流ルートの確立を図り、地域全体の再生を目指す。
1032	10322010	商業施設の特徴をいかに都市計画の線引き、用途地域の変更手続きの簡素化による町への権限移譲	現在、国土交通大臣の同意を得て知事が決定する都市計画の線引き、用途変更について、周辺(20ha未満)区域については、町決定を可能とする。	大規模商業施設の進出と周辺開発事業の推進	現在都市計画の指定に関する権限は、国土交通省及び県が持っているが、大規模商業施設の進出と周辺開発事業を推進するにあたり、決定までの時間がかかり過ぎるので権限を移譲し、制度の創出によって事業の迅速化を図る。	福島県	鏡石町	雇用創出計画	大規模商業施設の特徴を活かすための都市計画の線引き、用途地域の変更手続きの簡素化による町への権限移譲
1429	14292030	補助事業により取得した財産の目的外用途転用にかかる規制の緩和	補助事業により取得した財産の目的外使用に対する規制の緩和	補助事業により取得した財産の目的外使用の緩和(補助金適正化法22条)	公園の利用者数の増加、利用者層の多様化への課題及び中心市街地の空洞化への対策	和歌山県	和歌山県	大新地区中心市街地活性化構想(都市公園利用者以外を対象とした施設の規制、また補助金適正化法上の目的外使用規制のため、これらの商業施設は設置が不可能。そこでこれらの規制を緩和することにより、設置を可能とし、中心市街地の活性化を図るものとする。	低迷する中心市街地を活性化するためには、多様な価値観に対応した複合的な商業施設を設置し、潤いのある癒し空間の創出が必要である。しかし、都市公園法による建築面積規制や公園利用者以外を対象とした施設の規制、また補助金適正化法上の目的外使用規制のため、これらの商業施設は設置が不可能。そこでこれらの規制を緩和することにより、設置を可能とし、中心市街地の活性化を図るものとする。
1140	11402080	地方の有料道路料金に係る許可制度の見直し	地方の有料道路料金設定について、国に対する許可制度を見直し、地方の自主的・総合的な管理において設定できるよう道路整備特別措置法を改正すること	・地方の有料道路料金に係る許可制度が見直されることにより、許可申請に係る事務が簡素化される。 ・地方自治体の自主的・総合的な判断のもとで料金が管理されることにより、地域の実状にあった道路政策が可能となる。	地方の有料道路料金設定については、国の許可が必要である。当該料金については、地方議会でその議決を得て決定されていることを踏まえると、本来、地方自治体で自主的・総合的に決定・管理されることが適当であると考えられる。 については、当該料金の設定について、国への許可の必要性を見直し、道路管理者の自主性により料金の設定が行えるよう許可制度の見直しを提案する。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、元気な広島県づくりを推進していく。 また、こうした取り組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に進める。
1489	14892010	指定区間、指定事業に関する使用・占用許認可の権限移譲	近年、都市の賑わい創出などのイベントによるソフト事業を通じた都市再生に向けた動きが市だけでなくボランティア団体等も交えて活発に、従前の点から線に発展した形で行われるようになった。 そのため、道路は県道に、河川も県が管理する一級河川にまで及ぶため、利用に当たってはボランティア団体等は市と県に許可を求めるととなり、一貫した事業の遂行拡大が困難な状況である。 そこで、指定区間の使用及び占用に関して県管理の道路と河川の許認可の権限を市に移譲することにより、まちなかにおける道水路の利用促進と事業の自由度の拡大が一貫性が保たれ、イベント等の質の拡充が図られる。	水門川や自噴井広場等を見る・触れる・活用する機会や場所を整備する。具体的には、定期的に水門川へ栈敷席を張り出し、オープンカフェや水とふれあうコーナーなどとして活用する。その際、水門川の水量を調整し、舟下りもできる様にする。また、自噴井広場に接した駅通りの歩道上にも、オープンカフェなどを設置する。	一級河川は、県の議決を経て国が指定し、水門川の場合は全区域を指定区間として県が管理している。市への移譲については、法による位置づけがない。	岐阜県	大垣市	中心市街地における水門川「湧水を活かしたまちづくり」構想	「水と緑と情報～魅力あふれる生活文化都市」をめざし、夢ある事業として、当市の地域財産である湧水などの良好な水をとらえ、水を活かしたまちづくり。水を活かした地域産業おこしを推進するため、まちづくり「観光・産業」の観点から、どのように水を保全、創出、利用あるいは活用していくべきかを、市民、ボランティア団体、企業、行政がともに考える機会や場所を提供する。具体的には、定期的に水門川へ栈敷席を張り出し、オープンカフェや水とふれあうコーナーなどとして活用する。その際、水門川の水量を調整し、舟下りもできる様にする。また、自噴井広場に接した駅通りの歩道上にも、オープンカフェなどを設置する。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1514	15142020	タクシー運転手・利用者安全確保のための措置	歩道、植え込みの切り下げのための道路工事施工承認に当たっては、地域の事情、特にタクシー利用に十分配慮した運用がなされるよう、柔軟な対応を行う。	歩道・植え込みの切り下げの弾力化 道路と歩道の間にある植え込みや歩道の切り下げは、道路からの車両の進入に対する安全措置の観点から厳しい制約がある。ところが、植え込みの手入れが充分でない場合、ドライバーの視野をさえぎり、かえって危険をますという事態がしばしば見られる。料金を安くすることは、それによりドライバーの実乗車時間を長くしたいということであり、そのためにはドライバーの安全確保は最大の課題です。緑確保の必要性であれば、代替措置として民有地側に緑を確保する等の条件を付することで対応は可能であり、車、特にタクシーの良く出入りする場所へ進入しやすい切り下げを、地域の実情により認めてもらいたい。	植え込みは適正な管理がないと、ドライバーの視野を妨げ、突然の飛び出しや対向車の確認が遅れ、事故に直結する。歩道の切り下げについても、進入する車両の種類によって、柔軟な対応をしないと真の意味での安全につながらない。このため、地域における個別の事情が十分反映できるよう、道路工事施工承認の取扱を柔軟にしてもらいたい。	大分県	株式会社ふたばタクシー	利用者の立場に立ったタクシー利用活性化プロジェクト	今、皆さんは気持ちよくタクシーを利用できていますか。料金が高い、車両が窮屈だ、ドライバーの態度が悪いなど、多くの不満を抱えています。タクシー業界にいる私達は、多くの人に安く快適に利用してもらいたいと思っていますが、その思いを十分に伝えるためには、まず規制緩和により料金を下げる必要があると考えています。タクシーを多くの人が利用するようになれば、環境にも優しい取組になります。合わせて、タクシーの安全運行のための条件整備も重要な課題ですから、地域の実情にあった柔軟な対応ができるようお願いしたいと考えています。
1578	15782080	道路交通情報の相互利用の促進	道路に関する総合交通情報の相互利用を促進する。	総合交通情報の充実を図ることで、当該地域のイメージアップと観光客増加が期待できる。	昨年8月に本県が実施した「伊豆半島の関するアンケート調査」によると、当該地域に対して交通の利便性の向上を求める声は非常に強い。そこで、様々な道路情報を相互利用することで、伊豆の総合交通情報の充実を図る。	静岡県	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆村、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、菟山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	伊豆地域は、従来、首都圏の大消費地を背景に、日本有数の観光地を形成しているが、近年、当地を訪れる観光交流客数は減少傾向にある。また、本県への外国人観光客の訪問数は20万人(2002年度 JNTO調査)に過ぎないという現状である。 そこで、今回、伊豆地域の「国際観光交流の促進(新規顧客(外国人観光客)の開拓)」と、魅力の創造を図り、「交流の拡大」に向けた取り組みを推進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る伊豆地域交流拡大構想を提案する。
1623	16232010	地方道路公社の一般有料道路の償還期間を道路関係四公団民営化法に定められている期間に合わせて延長できる仕組みづくり	播但連絡道路は償還期間が35年(平成39年まで)となっており、1次提案に対する国土交通省からの回答の償還期間を40年とする5年間の延長では十分な料金引き下げができず、地域再生は困難である。  現在の道路整備特別措置法第8条の3第1項の規定に基づく、有料道路整備資金貸付要領第2条に定められている償還年数(40年以内)について、高速自動車国道とネットワークし、地域再生に資するものについては特例措置を設け、管理費や金利負担の増大等も勘案したうえで、道路関係四公団民営化法で定められている民営化後45年(平成62年)まで償還期間を延長できる。  なお、播但連絡道路は山陽自動車道、中国自動車道とネットワークしていることから、民営化法で定められている民営化後45年(平成62年)まで料金を徴収することについて、利用者の理解を得られると考える。	播但連絡道路の利用促進 ・観光振興 ・工業団地の企業立地促進 ・農林水産業の振興	現行では、有料道路整備資金貸付要領により、償還年数すなわち料金徴収期間(40年以内)が定められており、利用しやすい料金設定が困難な状況である。そのため、高額な通行料金が支障となり、地方道路公社の一般有料道路が十分に活用されず、観光振興、工業団地の企業立地、農水産物の運送が思うように進んでいない状況が生じている。  そこで、地域再生に資するものについては、道路関係四公団民営化法で定められている民営化後45年(平成62年)まで料金徴収期間を延長できるものとするれば、相当の料金引き下げが可能となり、利用しやすい料金にすることで利用促進を図り、地域の活力を引き出すものである。	兵庫県	兵庫県	ハイウェイ活用による地域活性化構想	播但連絡道路は、国道2号姫路バイパス・山陽自動車道・中国自動車道等とネットワークしていることから、但馬地域への主要アクセス道路となっている。 このため、地方道路公社の一般有料道路において高速自動車国道とネットワークし、地域再生に資するものについては、道路関係四公団民営化法で定められている民営化後45年(平成62年)まで料金徴収期間を延長できるものとするれば、相当の料金引き下げが可能となり、一層の地域間交流の増進や観光客の増加など但馬地域をはじめ沿線地域の活性化を図ることができる。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1511	15112010	国土交通省による用地買取後の継続使用	<p>東京都調布市入間町の緑豊かな野川沿いに東京外環状道路都市計画用地として市が国に代わり生活再建救済制度を適用して取得した約12,000㎡の土地に総合型地域スポーツ公園の機能を備えた市民スポーツ公園を民間資金で整備し、地域住民の健康増進、地域コミュニティの形成による地域再生を図る提案を調布市に実施している。(様式1、10項および添付資料参照)</p> <p>しかしこの提案を実現するにはつぎの二つの大きなネックがある。</p> <p>1. 道路の練馬世田谷間が当初計画どおり高架式となるのか大深度地下利用方式となるのが最終決定されていないこと</p> <p>2. 上記用地は生活再建制度を適用して取得されたもので、何年かの後国土交通省が買い戻し国有地となる予定であるため、地域住民にとってきわめて貴重なこの公用地の有効利用の計画を調布市単独では立てることが困難なこと</p> <p>高架式の場合、同地の利用は道路工事開始時点までの暫定利用に限られるが、最近とみに可能性が高くなっている大深度方式の場合、ある程度長期的な表地の利用を考えると効率的である。しかし将来の国有地化を考えると、関係省庁の積極的関与がないかぎり、市単独では計画・判断が困難である。</p> <p>現状のままでは当NPOの上記地域再生案としてのスポーツ公園整備提案も市としては判断できる環境になく、地域住民にとって有用でかけがえのない当該地が長期間にわたり空き地のまま放置され、治安・防犯上の問題のほか、その間の管理、清掃・草刈り等の作業に貴重な税金が費やされる問題が存在する。</p> <p>以上に鑑み、「国土交通省・財務省などが組織の壁を越えて調布市をバックアップし、特に大深度方式を見越した当該地の有効な活用方法としてのスポーツ公園構想の採用および国有地化後の継続使用の認可」を提案する次第である。</p>	<p>この構想は「調布市が保有する調布市入間町2丁目2番地の約12,000㎡土地に総合型地域スポーツ公園の機能を備えた市民スポーツ公園の整備を実現し、地域住民の健康増進、地域コミュニティの形成による地域再生を図る」ものである(添付資料)。</p> <p>当該用地は以前民間の大型テニス施設であったが東京外環状道路都市計画用地にかかわる生活再建救済制度により国に代わり調布市が取得したもので、地域住民のスポーツ施設再興の熱意により民間資金を導入してまで実現化を図るものである。具体的には、</p> <p>1. 目指す基本構想</p> <p>文部科学省のスポーツ振興基本計画に基づく総合型地域スポーツクラブ機能を備えた多種目スポーツ公園</p> <p>国分寺産線および野川を背景とした自然環境に融合した緑地主体のスポーツ公園</p> <p>地域住民、野川遊歩道利用者が憩いと憩親の場として育む地域コミュニティの形成を目指したスポーツ公園</p> <p>2. 施設概要</p> <p>老若男女が生涯スポーツとして親しめ最も競技人口が多いテニス施設および</p> <p>多目的競技コートの整備(フットサル、バスケット、バレー等。)</p> <p>年齢、体力に適合したウォーキングコース・簡易休憩設備の設定</p> <p>憩いとクラブライフをエンジョイできる総合クラブハウスの整備</p> <p>広場・緑地帯・ガーデニングエリアの整備</p> <p>3. 建設・運営・費用負担</p> <p>スポーツ公園の受益者負担の原則に則り、同施設を利用する市民の拠出する民間資金をもって整備し、建設後所有権を調布市に移管する。調布市は当該施設を10年賦で買い取る。</p> <p>当該施設の管理運営は指定管理者制度に基づき民間機関に委託する。</p>	<p>この構想は、調布市が保有する調布市入間町2丁目22番地の約12,000㎡の土地に市民スポーツ公園の整備を実現し、地域住民の健康増進、地域コミュニティの形成による地域再生を図る」ものである。各種スポーツ施設・ウォーキング用休憩設備・広場・緑地帯等を含む。当該地は以前民間の大型テニス施設が存在しており、スポーツ公園の整備再興は近隣環境に融合する。必要な支援措置・当該用地は東京外環状道路にかかわる生活再建救済制度により取得されたもので、何年か後に国が買い戻すこととなっているが、外環状道路が大深度方式となりこの構想が実現した場合、買い戻後も調布市が継続使用できるようにすること。</p>	0 東京都	NPO法人SGTスポーツ協会	市民スポーツ公園整備による地域再生プロジェクト	
1348	13482010	環境行政権限の移譲	<p>水質保全、土壌汚染防止、森林保護など農林水産業と密接に関連する環境行政の権限を国から「関西州(産業再生)特区」の組織に移譲すること。</p>	<p>「関西州(産業再生)特区」において、環境行政と農林水産行政を一体的に進め、関西の自然資源を保全・活用しつつ、研究開発を重点化して特色ある商品を生み出し、関西の農林水産業の国際競争力を強化する。</p>	<p>関西の活性化には産業再生が不可欠であり、かつ関西全体の活性化のためには都市部の発展だけでなく、農村部や漁村部の産業振興を図ることが重要である。関西の有する豊かな自然環境と試験研究機関の集積を最大限に活用し、国際競争力のある農林水産業を創出・育成することにより、都市部のみならず関西全体が自立した地域となることをめざす。</p> <p>農林水産業の国際競争力を高めるには付加価値の高い農林水産物の生産が必要となるが、現状では、環境行政と農林水産業の振興政策がリンクしていないため、環境破壊による農林水産業への悪影響に対処するための有効な対策を立てにくい。たとえば、近年、外来の動植物の増殖が付加価値の高い関西特有の農林水産物に深刻な被害をもたらしているが、こうした外来動植物は現行の都道府県の境界を超えて広く移動、移住していくので、都道府県単独の施策では十分な成果を上げられない。一方で、国の行政は縦割り環境行政と一体化した農林水産業の振興は期待できない。</p>	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	環境行政と一体化した農林水産業の競争力強化	<p>関西の有する豊かな自然環境と試験研究機関の集積を最大限に活用し、国際競争力のある農林水産業を創出・育成することにより、都市部のみならず関西全体が自立した地域となることをめざす。</p> <p>環境行政と農林水産行政を一体的に進め、関西の自然資源を保全・活用しつつ、研究開発を重点化して特色ある商品を生み出し、関西の農林水産業の国際競争力を強化する。</p> <p>関西に存在する農林水産関係及び環境問題に関する公的な試験研究機関を再編体系化しスピーディかつ弾力的に研究テーマの選択と集中をできるようにし、高付加価値の農林水産物の開発に向けて研究資金を効率的に活用する。なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。</p>
1350	13502010	一級河川管理権限等の移譲	<p>関西において完結する水系を一体的に管理できるようにするため、一級河川の管理権限ははじめ所要の権限を国から「関西州(産業再生)特区」に移譲すること。</p>	<p>「関西州(産業再生)特区」において、関西の総合的な水資源政策を企画立案し、水系管理の基本方針を決定する。</p> <p>「特区」のもとに「関西水系管理機構(仮称)」を設立し、広域の湖沼、河川から上下水道まで、関西の水系を一体的総合的に管理するとともに、水質保全、防災等の観点から広域的な規制や監視の役割を担う。</p>	<p>関西の活性化には産業再生が不可欠であり、基盤となる水の問題を同時に考えることが重要である。現在は河川ごとに国・地方が混在して、また複数府県にまたがる河川はそれぞれの府県の単位で、さらに工業、農業、生活用水等用途によってばらばらに管理運営されており、水系として水資源を有効かつ効率的に活用できていない。このため、産業インフラや生活インフラとしての水のコストが高く、また水質保全にも多大な努力を必要としている。</p> <p>貴重な資源である水について、水源の涵養、水質の保全、治水から各種用水の効率的活用まで一貫して所管し、関西の水系を一体的に管理する体制を構築する。これにより、厚生省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省などにまたがる問題を一元的に処理でき、一方、関西において水質保全等における先進的な取組みを行っている自治体の取り組みを広域に波及していくことが可能になる。</p>	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	水資源の保全活用のための水系の一体的管理	<p>貴重な資源である水について、水源の涵養、水質の保全、治水から各種用水の効率的活用まで一貫して所管し、関西の水系を一体的に管理する体制を構築する。</p> <p>関西において、関西の総合的な水資源政策を企画立案し、水系管理の基本方針を決定する。「関西水系管理機構(仮称)」を設立し、広域の湖沼、河川から上下水道まで、関西の水系を一体的総合的に管理するとともに、水質保全、防災等の観点から広域的な規制や監視の役割を担う。</p> <p>なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。</p>
1018	10182010	河川法第32条の改正	<p>河川法第32条のうち、都道府県知事を市町村長に、都道府県を市町村に変更し、流水占用料等を当該市町村の収入とする。</p>	<p>河川敷地等を緑地公園、運動公園、ゴルフ場として利用しているが、河川占用料等を都道府県に納めている。減免規定はあるが、都道府県の裁量行為となっており、考え方が異なる。河川占用料等を市町村の収入とすることにより、市町村主導の公物管理の実現を図り、河川敷地等の有効利用を促進する。</p>	<p>太田市の管理運営に係る財政状況を改善し、河川の有効利用と地域経済の活性化を図るため。</p>	群馬県	太田市	河川法第32条の一部改正による市町村主導の河川敷地利用構想	<p>河川法第32条(流水占用料等の徴収等)において、河川法第23条、24条、25条の流水占用料等は都道府県の収入となっているが、河川法第24条の土地占用料については当該市町村の収入とする。流水占用料等の内、土地占用料の徴収権者を都道府県から市町村に権限委譲するものである。このことにより、河川敷地利用の財政的支援と、管理経費の削減を図り、市町村の主体的かつ計画的な利用を促進するため、河川法第32条の改正を求めます。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1107	11072010	・補助施設等の多目的利用の促進のための補助金適用化の特例	補助金等に係る予算の執行の適用化に関する法律第22条の目的外使用(使途)の制限を地域再生に貢献すると判断される農業用水路の発電利用に限り適用を除外し、補助金返還を求めない。	農業用水路での発電を促進し、長野県のクリーンイメージを対外的PR要素として戦略的に促進し地域再生に導くとともに、環境負荷低減への取り組みを促進させる。	補助金適正化法第22条については、目的外使用の門戸が開かれたが、対象施設が「著しく利用が減少がした施設」となっているため、農業用水路を活用した小水力発電を促進するには、対象となり得ないため、更なる解釈の拡充を提案する。	長野県	長野県	コモンスの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進(農業用水による小水力発電を活用した農村活性化地域再生計画)	地域再生計画支援措置項目[13004補助対象施設の多目的利用]の対象施設を「著しく利用が減少した施設」に限定せず、農業用水路の発電利用に関しては、補助金適正化法に関する手続きを省略し目的外に利用できるものとする。 また、河川法について、地域再生計画で認定された場合、河川法第23条の許可手続きを省略し、かつ同法32条で定める占用料を免除されるものとする。
1135	11352010	観光レクリエーションに関する河川占用許可権限、並びに違反者への取り締まり権限の市町村への委譲	民間事業者によるボート係留、キャンプ場営業などの観光レクリエーションに関する河川占用の許可権限、並びに違反者への取り締まり権限を市町村に委譲し、許可内容の遵守体制を強化することにより、河川を活用した市町村の戦略的な観光レクリエーション振興を可能とする。	河川占用許可内容を逸脱して営業行為を行う者を取り締まることで不法な河川占用をなくし、親水公園の整備や柔軟なイベント利用など、河川敷の公益的有効活用を図る	河口湖、並びに西湖では、河川敷を利用してボート業やキャンプ場業などを営む者が多く、その多くは山梨県から占用許可を得ているが、許可担当者は現場から20~30kmも離れた場所で執務しており日常的に監視できないことから、許可した範囲を越えた占用が横行し、河川敷利用の公益性が著しく損われている。河口湖及び西湖は観光立町である当町の基盤観光資源であることから、河川占用許可の権限を町に委譲することで監視体制を強化し、湖の適正利用を推進し、もって計画的な観光振興を図りたい。	山梨県	富士河口湖町	河口湖・西湖適正利用推進構想	河口湖・西湖という国民的観光レクリエーション資源に関する河川占用許可の権限、並びに違反者への取り締まり権限を町に委譲することで、ボート業やキャンプ場業などの河川占用に関する遵守体制を強化し、湖の適正利用を推進する。もって観光立町である当町の基盤観光資源である河口湖及び西湖を有効に活用した計画的な観光振興を図り、地域活性化と、多様な親水環境の創出を実現する。
1384	13841010	河川区域内の土地における、土地の掘削等の許可に係る権限移譲	事業区域内において、四季の花を植生する場合などにおいて、河川区域内の土地の掘削等の許可は、神奈川県から事業計画者に届出制の採用などについて権限移譲されたい。	権限移譲の支援措置を受け、必要な掘削や盛土を行ない、四季の花を植生させる。	花を植生する場合などには、河川管理者の許可が必要となるが、花を植生するためには、河川区域内の土地の掘削、盛土、切土が必要となり、市民のニーズに対応した事業展開が求められることから、権限移譲の必要性を求めるものである。	神奈川県	神奈川県厚木市	河川敷を利用した『四季の花のまち』推進事業	河川敷の未了、完了によって河川区域内の占用許可の対応方法をそれぞれ弾力化していただきたい。 (1)改修が未了の場合 現況の許可制度を基本として、一定区域を定め許可を受けた後、その区域内においては、届出制により各事業の実施を可能とする。 (2)改修が完了の場合 全区域において包括的許可基準を定め区域内における行為を届出制とする。
1205	12052010	河川法特例の判断基準の作成と堤防補強技術の研究開発	河川法の特例である「その目的により数値解析、水理模型実験等により治水上の支障とならない場合」の堤防本体への高木の植樹を認める判断基準の作成 桜堤の植栽状況や河川の状況に応じた堤防補強技術の研究開発を行う技術検討会の設置および検討の支援	堤防本体へ高木を植樹する場合の堤防補強技術を研究開発するとともに判断基準を作成し、その技術を活用しながら地域固有の財産である桜並木を維持・保存し、観光を核とした地域の活性化を実現する。	本県の県庁所在地である福井市の中心市街地を流れる足羽川の堤防には、約2.2キロメートルにわたり昭和27年ごろに植樹された樹齢約50年の桜、約600本からなる並木がある。その桜堤は「日本の桜100選」のひとつにも選ばれており、全国でも数少ない中心市街地内の桜堤として県内外から多くの花見客が訪れている。河川法では、「特例」として、「その目的により数値解析、水理模型実験等により治水上の支障とならない場合」に限り、植樹を認めることとしているが、堤防本体への高木の植樹を認める判断基準は明確になっていない。そこで、本県の桜堤の植栽状況や河川周辺の状況に応じた堤防補強技術の研究開発を行うとともに、「治水上の支障とならない場合」の判断基準を作成し、地域固有の財産である堤防の桜並木の維持・保存を可能とする。	福井県	福井県	足羽川堤防桜並木再生構想	福井市中心部を流れる足羽川の堤防には、戦後に植樹された樹齢約50年の桜、約600本からなる並木があり、「日本の桜100選」のひとつにも選ばれた全国でも数少ない中心市街地内の桜堤として多くの花見客が訪れる。河川法の特例では、「その目的により数値解析、水理模型実験等により治水上の支障とならない場合」に限り、植樹を認めることとしているが、堤防本体への高木の植樹を認める判断基準は明確になっていない。そこで、本県の桜堤の植栽状況や河川の状況に応じた堤防補強技術の研究開発を行うとともに、「治水上の支障とならない場合」の判断基準を作成し、地域固有の財産である堤防の桜並木の維持・保存を可能とする。
1489	14892020	各種手続きの窓口一本化	河川及びその周辺道路で水に親しむイベントやオープンカフェ等を企画する場合、河川敷の使用許可、道路の使用・占用許可や消防署・保健所等への各種手続きが必要となるが、総合窓口で一本化することにより手続きが簡略化され、イベントの開催が短期で計画できる。	水門川や自噴井広場等を見る・触れる・活用する機会や場所を整備する。具体的には、定期的に水門川へ棧敷席を張り出し、オープンカフェや水とふれあうコーナーなどとして活用する。その際、水門川の水量を調整し、舟下りもできる様にする。また、自噴井広場に接した駅通りの歩道にも、オープンカフェなどを設置する。		岐阜県	大垣市	中心市街地における水門川・湧水を活かしたまちづくり構想	「水と緑と青報～魅力あふれる生活文化都市」をめざし、夢ある事業として、当市の地域財産である湧水などの良好な水をとらえ、「水を活かしたまちづくり」水を活かした地域産業おこしを推進するため、まちづくり観光産業の観点から、どのように水を保全、創出、利用あるいは活用していくべきかを、市民、ボランティア団体、企業、行政がともに考える機会や場所を提供する。具体的には、定期的に水門川へ棧敷席を張り出し、オープンカフェや水とふれあうコーナーなどとして活用する。その際、水門川の水量を調整し、舟下りもできる様にする。また、自噴井広場に接した駅通りの歩道にも、オープンカフェなどを設置する。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1276	12761010	流水占用の弾力的運用	国営造成施設を利用して農業用水の目的以外の水を取水する場合は、農業用水の利用に支障を生じさせない範囲で、農業用水の水利権とは別に当該用水を使用する場合には、許可が必要。	マイクロ水力発電、ピオトープ、特産品等に多目的に利用すること。それにより、費用負担の軽減につながる。また、地域経済の活性化につながる。	農業用水の目的以外の水の取水権限を包括的に市町村に認め、その個々の利活用については、届出により弾力的に運用すること。また、目的外利用に対する既建設費の負担を免除すること。	北海道	深川市	環境と共生する田園都市構想	国営事業により整備されたエルムダムの農業用水の多目的利用を図り、マイクロ水力発電、ピオトープの整備、特産品開発などを行い、地域資源である音江山麓周辺の都市と農村の交流センター、オートキャンプ場、道の駅等の連携を図り、地域経済の活性化と雇用の創出を図る。また、バイオマスタウン構想を策定し、地域の再生可能な有機性資源を利用した総合的な利活用システムを構築する。農業用ダムの水の多目的利用化をはかり、「環境と共生する田園都市」を目指す。
1148	11482070	環境物品等の調達の推進を図るための具体的な取り組み	グリーン購入法による国等における環境物品等の調達方針について、地域の処理困難廃棄物等を再生利用した資材等の積極的な利用を図ることにより、地域の資源循環を促進し、環境への負荷の低減に資するため、以下の対策を講じること。 グリーン購入法に係る公共工事の特定調達品目候補群(ロングリスト)に掲載されている「都市ゴミ溶融スラグ混入アスファルト混合物」「都市ゴミ溶融スラグを用いたコンクリート骨材」及び「都市ゴミ溶融スラグ混入路盤材」の特定調達品目追加手続きの迅速化。 地域の資源循環に資する特定調達品目について、「地域再生支援のための特定地域プロジェクトチーム」での活用促進の協議を通じた国の地方支分部局等での積極的な活用及び各省各庁の長が定める環境物品等の調達方針への反映。	「12. 地域再生構造の意義・目標・前提となる地域の特徴、具体的内容・効果、支援措置の必要性等」に記述した個別事業のうち、参照	本県では、あおもりエコタウンプランで確立を目指すゼロエミッションシステムを核として、先進的なリサイクル産業の集積を図り、資源循環型の地域づくりの形成と地域経済の活性化を進めることとしている。この実現のため、リサイクル製品の確実な需要を確保することが重要であり、このためにはリサイクル製品についての環境負荷低減効果や品質確保(安全性、耐久性等)等を客観的に評価する制度が必要がある。しかしながら、こうした技術情報等の調査分析や検証等を自治体が単独で行うことは困難であるため、グリーン購入法に基づく特定調達品目の追加について国の支援を求める必要がある。	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国際的なエネルギー開発 供給拠点が形成されつつあり、あおもりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。
1474	14742010	社会資本整備にかかる権限移譲	社会資本の選択集中型整備事業を推進するため、「関西州(産業再生)特区」が法的根拠をもった関西全域の長期総合計画と社会資本整備重点計画を策定できるよう、国土総合開発法、近畿圏整備法、社会資本整備重点計画法等に基づく所要の権限を国から「特区」に移譲すること。	「関西州(産業再生)特区」において、社会資本整備の優先順位を決定し、財源の戦略的配分を行うものとし、そのために関西全域の長期総合計画と社会資本整備重点計画を策定する。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業再生の基盤である社会資本(国土交通関係のみならず、農林水産基盤等を含む)の整備を関西全域の視野から選択と集中により重点的・効果的・効率的に行うことは重要な課題である。 現状では、全国的視点を優先した国土計画や社会資本整備計画のもと、限られた財源のなかで地元のニーズにあった基盤整備が必ずしも行われない仕組みになっており、地方の活力が奪われている。 また、国道と農道などのように所管省庁は異なるものの類似の社会資本が縦割りに決定されており、最小の費用で最大の効果を生む形になっていない。 さらに、複数の省庁や複数の府県域にまたがる場合、調整に多大な労力を要し、実行までに時間がかかりすぎる。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	社会資本の選択集中型整備事業の推進	産業再生の基盤である社会資本(国土交通関係のみならず、農林水産基盤等を含む)の整備を、関西全域の視野から選択と集中により重点的・効果的・効率的に行う。 関西において独自に、社会資本整備の優先順位を決定し、財源の戦略的配分を行うものとし、そのために関西全域の長期総合計画と社会資本整備重点計画を策定する。 社会資本整備事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費等を活用し、計画にしたがった重点事業の調整、推進を行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1506	15062010	地域再生計画に認定された構想限定の権限委譲	本市は、地域活力創出のために、これまで進めてきた五条川整備を市域全体に拡大するためには、市街化調整区域の有効的な開発が不可欠である。しかしながら、本市の狭小な市域のさらに約半分を占める市街化調整区域(農振農用地)の開発については、実現に向けて諸問題が山積しており、早期の計画実現のために、開発許可及び農地転用許可の権限を地域再生計画に認定された構想の期間と内容に限定して、権限委譲を求めるものです。 ・権限委譲事務の内容・範囲 都市計画法第29条の開発許可 農業振興地域の整備に関する法律第15条の15の農地転用許可 ・権限委譲元と委譲先 農林水産大臣、愛知県知事 岩倉市長 ・権限委譲の方法 地域再生計画で認定された構想の期間と内容に限定 なお、当該権限の市町村への委譲については、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能となっているが、すべての案件について、その権限を委譲されることは、本市のような小規模自治体にとっては、組織体制の強化、専門的な知識の不足など、様々な課題をクリアしていく必要があり、今後、相当な年数を必要とすることになるため、当該支援措置を提案するもの。	市域全体を五条川文化耕園と位置付け、特に、市南部の市街化調整区域の遊休農地を活用し、健康や文化をテーマにして多様な健康増進の機会を提供するゾーンとして開発することによって、交流人口の増加を図る。		0 愛知県	岩倉市	いわくらの風土を活かした五条川文化耕園構想	地域活力創出のために、駅東地区の再生と本市のシンボルである五条川を軸とした環境にやさしい開発プロジェクトを有機的に結びつけ、「質の高い生活都市」としての深化を目指していく。これまで、自然再生として進めてきた五条川整備を拡大し、市域全体を五条川文化耕園と位置付ける。特に、市南部の市街化調整区域では、遊休農地を活用し、健康や文化をテーマにして多様な健康増進の機会を提供するゾーンとしての開発を行うことによって、交流人口の増加を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1510	15102010	認定された地域再生計画の実施に係る権限移譲	<p>当市は、城下町地区(中心市街地)とその外縁部(市街化調整区域)を含む区域で、それぞれの地域特性を生かした土地利用を行い、相互の有機的なつながりにより総合的なまちづくりを進め、城下町の再生と市全域の経済の活性化を図る地域再生計画「犬山城下町再生計画」を策定し、認定を受けた。</p> <p>計画の中で、外縁部(市街化調整区域)における大規模複合商業施設の誘致については支援措置「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」(11203)の他2つの支援措置(212032,210007)を要請しているが、計画の早期実現に向け、次に掲げる権限移譲を求めるものである。</p> <p>権限移譲事務の内容・範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法 第29条(開発許可)</li> <li>・農業振興地域の整備に関する法律 第15条の15(農用地区域内における開発行為の制限)</li> <li>・農地法 第4条第1項(農地の転用の制限)</li> </ul> <p>権限移譲元と移譲先 愛知県知事から犬山市長 (農地法 第4条第1項の対象面積が4haを越える場合 農林水産大臣から犬山市長)</p> <p>権限移譲の方法 地域再生計画で認定されたものにつき『内容』を限定</p> <p>なお、当該権限の市町村への移譲については、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能(農地法 第4条第1項の対象面積が4haを越える場合を除く)であるが、全ての案件に対して上記の権限を受けるとは、小規模自治体にとって、ノウハウの蓄積不足・組織体制強化など、様々な課題をクリアしていく必要があり、相当の年数を要することとなるため、当該支援措置を提案。</p>	<p>中心市街地の外縁部にあたる市街化調整区域に大規模商業施設を立地させ、新規雇用の創出や観光客等の増加を図る。</p> <p>効果；</p> <p>市内消費購買力(小売業年間商品販売額)の増加 約100億円 新規雇用者数：約1,000名 固定資産税増収見込み：約1.6億円 市内観光施設等利用者目標：6 0 0 万人</p>	<p>当市は、認定を受けた地域再生計画「犬山城下町再生計画」中で、支援措置「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」(11203)の他2つの支援措置(212032,210007)を活用し、外縁部(市街化調整区域)において大規模複合商業施設の誘致を計画しているが、早期実現に向け、都市計画法 第29条(開発許可)等の権限移譲(地域再生計画で認定された「内容」に限定)を求めるものである。</p> <p>市町村への当該権限の移譲は、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能(農地法 第4条第1項の対象面積が4haを越える場合を除く)である。しかしながら、全ての案件に対して上記の権限を県から受ける際には、ノウハウの蓄積不足・組織体制強化など、様々な課題をクリアしていく必要があり、小規模自治体にとっては相当の年数を要し、実質的には困難である。</p>	愛知県	犬山市	犬山城下町再生構想(現 犬山城下町再生計画)	<p>当市は、城下町の再生と市全域の経済の活性化を図るため、城下町地区(中心市街地)とその外縁部(市街化調整区域)に補完的な機能をもたせ、有機的なつながりにより総合的なまちづくりを進める地域再生計画「犬山城下町再生計画」の認定を受けた。今後は、外縁部(市街化調整区域)における大規模複合商業施設の誘致について各種支援措置(11203,212032,210007)を活用し、具体的な事業に取り組んでいくこととなるが、各種機関などの調整に多くの時間を要することが予想されるため、今回認定された計画の内容に限り、「開発許可」「農地転用許可」「農用地区域内の開発許可」の権限移譲を受け、計画の早期実現を図るものである。</p>
1253	12532020	過疎地にインフラ施設を構築する事業(農村総合整備事業、農村振興総合整備事業、新山村振興等農林漁業特別対策事業、特定農山村総合支援事業など)で作られるインフラストラクチャー(情報関係)を都心のオフィス街区の防災対応に活用させる提案	<p>千代田区と防災協定を締結している嬌恋村にてリゾート施設を構築(もしくは既存施設を活用)し、また同時に地域LANを敷設し、千代田区のオフィス街の地域LANと嬌恋村のリゾート施設周辺の地域LANを専用の高度情報回線で接続する。平常時は、リゾート情報、あるいは音楽祭などのイベント情報を千代田区と嬌恋村が相互に流し、被災時は、NTT回線が輻輳した場合に、千代田区オフィス街の通信機能のバックアップ役や、相互が被災した場合の一時疎開場所や支援基地として機能する。また交流事業として、東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会所属企業が嬌恋村のリゾート施設に会費を支払い、嬌恋村から定期サービスとして周辺の観光施設の利用についてを地域協力会所属企業に優待等の便宜を図るとともに、被災時は臨時のバックアップオフィスとしてリゾート施設を活用する。</p>	<p>地域間交流施設整備事業、都市地方連携推進事業などの適用により、千代田区内と嬌恋村内に地域内LANを設置したうえで相互に接続し、それをビル内の内線通信網のように地域住民が活用し、被災時にはNTT網と独立した内線通信網となり、NTT網が輻輳等で使えない場合も緊急通信機能として高い機能を達成し、相互のバックアップとなることを期待するものである。従来の施設整備の事業では、ひとつの自治体が遂行する事業が、複数の自治体間にまたがりインフラの構築を行うことは事務的に困難であった。地域間の連携目的のもと、複数市町村にまたがる通信インフラの構築が補助事業の対象として認められることを期待するものである。</p>	<p>本構想により施設を建設した場合、効用享受者は千代田区と嬌恋村の双方に現れる。ひとつの施設の構築に複数の自治体が便益を受けることを、現在の補助金制度は想定していないため、既存のどの補助事業を適用しようとしても、施設に期待される機能のある部分(他の自治体が便益を享受する部分)について、本来、便益を受ける自治体が費用負担できない形になってしまう。現在の状況では、複数自治体間で複数の便益を持つプロジェクトが実現できないまま手付かずになっていく可能性が高い。この状況を打破するために、同一事業であっても、便益を享受する自治体が複数あれば、それぞれの自治体がそれぞれ享受する便益に比例してジョイントして事業に支出し、補助制度もそれぞれ別の自治体が別に申請できる仕組みが望まれる。</p>	群馬県、東京都	東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会	千代田区 嬌恋村連携震災疎開通信システム・リゾートオフィス構想	<p>千代田区と防災協力協定を締結している嬌恋村にて、千代田区のオフィス街の地域LANと嬌恋村のリゾート施設周辺の地域LANを専用の高度情報回線で接続する。平常時は、リゾート情報などのイベント情報を千代田区と嬌恋村が相互に流したり、嬌恋村のリゾート施設をリゾートオフィスとして機能させ、被災時には、相互のオフィス施設やリゾート施設は一時疎開場所や支援基地として機能させる。また被災時に、NTT回線が輻輳した場合に、千代田区オフィス街の通信機能を内線接続で嬌恋村にバックアップさせ、通信の迂回機能を果たさせる。</p>
1454	14542010	除雪機械の使用弾力化	<p>国土交通省総合政策局所管の建設機械整備費補助金で購入した除雪機械について、雪害指定路線以外の道路や補助事業者以外の管理する道路への使用を可能とする。</p>	<p>国土交通省補助金にて購入した除雪機械は、エリア外での使用ができないため、地域が望む除雪ができない。そのため、地域一体の除雪を可能にするため、エリア外での使用を可能にする。</p>	<p>限られた除雪機械において、地域の要望に対応するため。</p>	富山県	富山県	雪みち安心プラン	<p>管理者が異なる道路が輻輳する地域において、市町村と連携して、一方の管理者が連続的に除雪するなど道路の管理区分を弾力的に運用することにより、道路除雪の円滑化と効率化、除雪レベルの格差解消を図る。また、地域住民が自ら歩道除雪をする際の除雪機械の貸与についても同様な運用によりボランティア活動の円滑化を図り、冬期間の安全・安心な交通を確保する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1454	14542020	歩道除雪機械の有効利用	国土交通省総合政策局所管の建設機械整備費補助金で購入した除雪機械について、ボランティアによる歩道除雪のため、除雪機械(国庫補助)を貸与の際には、道路管理区分を弾力的に運用する。	国土交通省補助金にて購入した除雪機械は、道路の管理区分外での使用ができないため、安全な冬季歩行者交通を確保するため、管理区分外での使用を可能にする。	限られた歩道除雪機械において、地域の要望に対応し、冬季の歩行者が安全・安心に歩道が使用できるようにするため。	富山県	富山県	雪みち安心プラン	管理者が異なる道路が輻輳する地域において、市町村と連携して、一方の管理者が連続的に除雪するなど道路の管理区分を弾力的に運用することにより、道路除雪の円滑化と効率化、除雪レベルの格差解消を図る。また、地域住民が自ら歩道除雪をする際の除雪機械の貸与についても同様な運用によりボランティア活動の円滑化を図り、冬期間の安全・安心な交通を確保する。
1587	15872040	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に係る制度の見直し又は運用の緩和(補助事業により購入した除雪機械の処分制限期間内(6年間)における無償貸与の認定等)	補助事業により購入した除雪機械の市町村への貸与について、制度の見直し、又は運用の緩和を行い、処分制限期間内(6年間)においても無償貸与が認められるようにする。	市町村に対して、補助事業で取得した除雪機械についても、積極的に無償貸与し、地域の除雪体制の充実を図る。	補助事業により購入した除雪機械を市町村に貸与する場合、処分制限期間(6年間)は無償とはならず、地域の実情に応じた除雪体制の充実に向けた取組の妨げとなっているため。	北海道	北海道	地域一体型除雪 防災プラン	北海道は積雪寒冷地域という気候風土で、こうした特性に即した社会基盤づくりが重要であり、冬期間の異常気象時における安全性の確保や災害復旧の迅速かつ円滑な実施が求められている。 このため、除雪体制を充実・強化することを通して、冬の安全な暮らしを確保するとともに、地域の視点で一体的に進める社会資本の管理を実現する。
1513	15131011	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化特区構想	(前段) 企業等に対する政府系金融機関の融資条件の緩和及び農業委員会事務の公益法人への一部権限委譲を図る。	企業等が農業経営を開始しようとする際にさとうきび栽培に限り農機具や機械設備の保有、農地取得、造成のために奄美群島振興開発基金から一般農業振興資金を融資できるように条件を緩和して企業等の農業参入を容易にし、さとうきびの大規模農業を期待する。 また、農業委員会の持つ農地貸借の許可事務を公益法人の(財)名瀬市営農センターへ権限委譲し、(財)名瀬市営農センターの行う権利移動に伴う事務の簡素化を図り、農地集約・流動化の促進に資する。	企業等の農業参入に対し、奄美群島振興開発基金の条件により一般農業振興資金の融資を受けることが出来ず、さとうきびの大規模農業の促進を阻害している。 また、(財)名瀬市営農センターで農地保有合理化事業を実施しているが、農地の貸借に対して農業委員会の許可を必要とするため事務処理に時間がかかる。そこで農業委員会の農地貸借許可事務を(財)名瀬市営農センターへ一部権限委譲して事務の簡素化を図る。	鹿児島県	名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画	産業波及効果が大きく資源循環性の高い地域特性の農作物(さとうきび)を活かした地域産業の振興を図るために、農業の新規参入者の確保と、農地の集約・流動化(連担)を推進する。そのため次の措置を提案する。 建設業 森林組合・NPO等が新分野へ進出 さとうきび栽培に対する技術取得等の支援措置 さとうきびに限定した農地保有合理化事業を強化する農地集約・流動化支援措置 農産物加工施設整備の支援措置 グリーンツーリズムに対する支援 バイオマスタウンの実現に向けた取組み 下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化
1618	16182010	遊休地(民間)利用促進官民一体経営住宅整備構想	民間保有の遊休地に埋蔵文化財が発見された場合、その調査(保護)にかかる経費が多額であり、その補助金申請にも時間がかかる。本構想では、その遊休地を地元自治体に提供することで有効利用(公営住宅の建設)ができ、また、補助金の留保期間を1年とすることで速やかに実現でき、かつ、土地取得費の低減による低コスト化~入居者の負担減・土地提供者へも収入の分配(固定資産免除等)が可能であり、有効利用が促進され経済の活性化が期待できる。	民間保有地で埋蔵文化財のネットがかかっている場合、事業を行うにもその発掘調査(保護)にかかる経費が多額であり、その補助金申請にも長時間を要する。 本構想は民間が保有する遊休地を地元自治体に提供し、官民一体の利用・活用(公営住宅の建設)を考える。いずれにせよ事業を進めるには埋蔵文化財の調査費用補助拡大と短時間での運用が可能であれば、事業計画樹立も容易となり地域の再生に大きく寄与する。 現行の補助枠では、申請後最も早い場合でも3年程度留保期間があり、これを1年とすれば、本計画を2年で実現できる。 更に、民間遊休地の活用拡大で公営住宅建設に要する土地取得が特に都市部で容易となり、高齢者が求める都市部の住宅供給を官民一体経営で大幅に促進でき、民間(土地提供者)にも利益分配を希むことが可能となる。 民間遊休地を提供することにより、土地取得費の低減による事業コストが大幅に安価となり、入居者の負担を軽減でき、土地提供者に対しても収入の分配(固定資産税の免除等を含め)を可能にすることで、有効活用を促進し、経済の活性化が期待できる。	補助金の留保期間を1年とすることで速やかに実現でき、かつ、土地取得費の低減による低コスト化~入居者の負担減・土地提供者へも収入の分配(固定資産免除等)が可能であり、有効利用が促進され経済の活性化が期待できる。	北海道	株式会社アサヒ建設コンサルtant	遊休地(民間)利用促進官民一体経営住宅整備構想	民間保有の遊休地に埋蔵文化財が発見された場合、その調査(保護)にかかる経費が多額であり、その補助金申請にも時間がかかる。本構想では、その遊休地を地元自治体に提供することで有効利用(公営住宅の建設)ができ、また、補助金の留保期間を1年とすることで速やかに実現でき、かつ、土地取得費の低減による低コスト化~入居者の負担減・土地提供者へも収入の分配(固定資産免除等)が可能であり、有効利用が促進され経済の活性化が期待できる。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1148	11482030	特区エリア内の情報通信網としての管理用光ファイバーの活用	平成14年6月に政府において策定された「e-Japan重点計画2002」等を受け、国土交通省が管理する河川・道路管理用光ファイバーのうち、当面利用予定のないものについて、平成14年度から地方公共団体、第一種電気通信事業者等に開放されており、青森県内では国道4号、7号の一部が開放されているものの、八戸地域を通る国道45号については開放されていない。 現在、八戸市では、新エネルギー等地域集中実証研究「八戸市 水の流れを電気で返すプロジェクト」に着手しており、電力・熱の供給者、需要者を情報通信網で連絡し、需要量の変動に対応し、一定品質の電力供給ができるよう需給制御・調整する「マイクログリッド」の実証研究を行っている。また、八戸市市民電力会社設立構想もあり、今後、「環境・エネルギー産業創造特区」の規制緩和を活用した八戸地域の電力供給事業にかかる情報通信網の幹線として活用するため、国道45号についても開放するよう要望する。	「12.地域再生構造の意義・目標・前提となる地域の特徴、具体的内容・効果、支援措置の必要性等」に記述した個別事業のうち、参照	光ファイバーを管理している国の支援が必要であるため。	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国際的なエネルギー開発供給拠点が形成されつつあり、あおりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。
1393	13932010	地方公共団体が整備する県域光ファイバの敷設に伴う各種申請手続きについて	県域の光ファイバを整備するにあたり、道路管理者、河川管理者、JR、JH等に対して占用の申請を行い、許可を受ける必要がある。 河川に関する申請について、光ファイバの敷設が許可されない、また、許可が下りるまでに時間を要することがあるため、改善を希望する。 道路や河川等の占用については、それぞれを所管する出張所毎に申請することとなっている。県域の光ファイバを整備する場合、複数の出張所に申請する必要があるため、受付・許可窓口の一本化を希望する。 JR、JHに対する申請手続きについても申請・許可に時間を要するため、改善を希望する。	県による光ファイバの整備 市町村による光ファイバの整備		山梨県	山梨県	やまなしITプラン	「やまなしITプラン」の目標である「豊かな県民生活を創造し、県内産業に活力を与えるIT社会の実現」を達成するため、情報化の7つの「基本方向」を示し、「基本方向」に沿った具体的な施策を実施することとしている。 各施策に深く関係する情報ハイウェイを早期に整備する必要があるため、整備にあたり必要となる各種申請について、許可に要する期間の短縮及び窓口の一本化を希望する。
1475	14752010	防災・危機管理に関する権限移譲	「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はじめ必要の法令等を改正すること。 非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること	「関西州(産業再生)特区」において、大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 「特区」のもとに、関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかじめ調整しておくことにより、危機に対する地域の準備・対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的な対応を行う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、そのためには住民や企業がこの地域で安心して活動できるようあらゆる災害に対する安全が確保されていることが重要である。 しかし現状では、近い将来発生が予想される南海、東南海地震や直下型地震への対応、さらにはテロ、新型伝染病などの危機管理も十分であるとは言いがたい。 地震、大事故、テロ等により交通、通信、エネルギーなどの社会インフラが広域的に影響を受ける恐れが強いが、これらの事態に一体的・機動的に対応できる体制もない。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	関西において大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 地震、テロ、新型伝染病など関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかじめ調整しておくことにより、危機に対する地域の準備・対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的な対応を行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1431	14312010	地域産木材・リサイクル品の活用支援	地域の資源(地域産木材、地域産リサイクル品)の有効利用を図ることにより、地域の循環型社会構造の転換を図るとともに、幅広い雇用創出効果等により地場産業の活性化を図り、地域再生を支援する。	・斜面に間伐材を筋状に配置し、浄水汚泥や木質廃材等をリサイクルした土を吹き付け、植生を図る。 ・砂防ダムのコンクリート施工に際し、間伐材を用いた残存型枠を採用する。 ・落石防護柵の従来は鋼製網としていた部分を間伐材にする。 等	県単独事業だけの取り組みには限界があり、補助事業でも取り組むことにより、更なる有効活用を図りたい。	和歌山県	和歌山県	地域産木材・リサイクル品の活用支援	公共事業における地域産木材や地域産リサイクル品の優先使用

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1607	16072010	住民なんでも施設の構想	住民が、住み慣れた地域で、安心して暮らしてつづけることができるような地域づくりを、住民とともに創る事業(ライフセイフティネットの構築)や市民公益活動による住民の政策参加など、住民主体の自治が育ちつつある状況の中で、地域において住民が継続して活動できる拠点施設がないため、それらの活動支援ができていない状況にある。都市型の豊中市においては、近所づきあいや、地域の交流が希薄になる一方で、新たなボランティア団体やNPO法人、事業者等において、地域活動が行なわれている状況である。とりわけ地域福祉活動は、地域づくりの中で地域住民、地域団体、事業者等が積極性をもって主体的に関わり取り組むことが重要であり、そのための活動拠点の確保は不可欠である。現在、市の公共施設の利用状況と市民活動との関わりについて調査をしているところであるが、稼働率が低い公共施設について、その有効活用を図るとともに、住民自治の育成を支援するため、補助対象施設の部分的な転用について所管省庁の承認を求める。 【対象となる施設の一覧は資料1に記載】	・住民コンペによる補助対象施設の部分的転用 ・豊中市ライフセイフティネットの構築として、地域住民が気軽に相談できる窓口とその体制を地域で整備するため、稼働していない公共施設の部分的転用の承認を受け、これらを継続的に使える活動拠点とする。		0 大阪府	豊中市	住民ニーズに応じた補助対象施設の部分転用の承認	住民主体の自治が育ちつつある状況の中で、地域において住民が継続して活動できる拠点施設がないため、それらの活動支援ができていない状況にある。都市型の豊中市においては、近所づきあいや、地域の交流が希薄になる一方で、新たなボランティア団体やNPO法人、事業者等において、地域活動が行なわれており、その支援策として活動拠点の確保が課題となる。現在、市の公共施設の利用状況と市民活動との関わりについて調査をしているところであるが、稼働率が低い公共施設について、その有効活用を図るとともに、住民自治の育成を支援するため、補助対象施設の部分的な転用について所管省庁の承認を求める。
1527	15272020	都市再生開発特区	目的税(都市計画税)の課税免除の権限の基礎的自治体への委譲及び特区税の創出と一体となった都市計画決定権限の委譲	目的税(都市計画税)を一定期間減免しその相当額をこれまでの補助金制度では対象とならなかった自由度のある公共施設等の維持管理に充当し、民間の創意工夫を活用した持続可能なまちづくりを目指す。TMO、BIDなど地域に根付いた民間組織が主体となってまちづくりと地域経営が一体となった仕組みを創造する。文化、福祉、教育などに係る広義のインフラを含む基盤整備によるまちづくりを進める。	「都市再生開発特区」の提案はそれぞれの所管庁の権限委譲ということではなく都市計画と財源が一体となった総合的なまちづくりに関する特区であり、このことにより、都市再生による経済効果や国際競争力を高めるため諸官庁の枠を超えた新たな仕組みの創造として、提案をするものである。	東京都	千代田区	立体道路整備構想	現行の立体道路制度は道路の新設 改築等を行う場合で、その適用条件が自動車専用道路等となっている。しかし、都心部の既成市街地での再開発事業等により一般道路を再編整備する際に、既存道路の機能を適切に分離し、安全性を確保できることを条件に「特区」内では立体道路制度の弾力的運用ができるよう道路法、都市計画法、建築基準法及び都市再開発法の道路に関する制限緩和の早急な実施を提案する。
1528	15282020	都市再生開発特区	目的税(都市計画税)の課税免除の権限の基礎的自治体への委譲及び特区税の創出と一体となった都市計画決定権限の委譲	目的税(都市計画税)を一定期間減免しその相当額をこれまでの補助金制度では対象とならなかった自由度のある公共施設等の維持管理に充当し、民間の創意工夫を活用した持続可能なまちづくりを目指す。TMO、BIDなど地域に根付いた民間組織が主体となってまちづくりと地域経営が一体となった仕組みを創造する。文化、福祉、教育などに係る広義のインフラを含む基盤整備によるまちづくりを進める。	「都市再生開発特区」の提案はそれぞれの所管庁の権限委譲ということではなく都市計画と財源が一体となった総合的なまちづくりに関する特区であり、このことにより、都市再生による経済効果や国際競争力を高めるため諸官庁の枠を超えた新たな仕組みの創造として、提案をするものである。	東京都	千代田区	都市再生開発構想	交通結節点における大規模開発に伴いインフラ整備が必要となるエリアを「特区」に指定し、建築、都市計画の権限と一体となった財源の確保を基礎的自治体が行い、スピーディーな都市再生を進める。そのため、都市計画税を一定期間減免し、その相当額をこれまで補助金の対象とならなかった自由度の高い施設の維持管理に活用する。TMOなど民間組織が主体となって地域経営やまちづくりが一体となる仕組みを創造する。文化、福祉、教育などに係る広義のインフラを含む総合的な基盤整備によるまちづくりを進める。
5067	50670002	都市再生開発構想	目的税(都市計画税)の課税免除の権限の基礎的自治体への委譲及び特区税の創出と一体となった都市計画決定権限の委譲	目的税(都市計画税)を一定期間減免しその相当額をこれまでの補助金制度では対象とならなかった自由度のある公共施設等の維持管理に充当し、民間の創意工夫を活用した持続可能なまちづくりを目指す。TMO、BIDなど地域に根付いた民間組織が主体となってまちづくりと地域経営が一体となった仕組みを創造する。文化、福祉、教育などに係る広義のインフラを含む基盤整備によるまちづくりを進める。	「都市再生開発特区」の提案はそれぞれの所管庁の権限委譲ということではなく都市計画と財源が一体となった総合的なまちづくりに関する特区であり、このことにより、都市再生による経済効果や国際競争力を高めるため諸官庁の枠を超えた新たな仕組みの創造として、提案をするものである。	0	千代田区	0	0

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1553	15531010	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	入野松原においては ・保安林指定(防風・潮害防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・史蹟名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園(都市公園) に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管省庁に協議をしなければならないため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅速な対応ができない そのための規制を撤廃し、一括法でかかる権限と税源を大方町に移譲する。	「伐採も含めた松原再生事業」を実施することにより、国・県・町がそれぞればらばらに規制・管理している入野松原を、統一した再生計画のもとで総合的に整備する。そのことで住民に身近なかつての松原を取り戻すことができる。	各種指定が少なく、今のように法律や条例で規制されることが緩やかだった時代の松原は、人々の憩いの場所、レクリエーションの場そのものであったが、様々な指定や事業の導入は、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原にしてしまった。かつては食堂や旅館が立ち並び、多くの人が松原に出入りしていたが、全国一律の制度のもとに各種指定を受けた結果、法律上の権威はまとったが、人々には近づき難い松原になった。一体的に松原を管理し、住民生活と密着した松原の再生を図るためには、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が管理するほうが合理的であり、そのことが全国一得の法体系から逸脱していても、国益には反するとは思われない。むしろ、国益を守ろうと全国一律の規制が、そこに住む住民の生活権を脅かしている。住民に最も身近な環境整備は、住民に最も近い地方政府の権限で管理整備すべきである。これまで、丁度独自の整備のために伐採行為を行う場合、代替地に同等数の植樹を求められたり(史蹟名勝天然記念物保存法)、イベント時の公園管理のための協力金の徴収について、許可が下りないなど、大方町の独自性が打ち出せない。	高知県	高知県大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原は、大方町の町のシンボルであり、町民だけでなく、近隣住民全員の心のふるさとである。入野松原は、森林法(農林水産省)史蹟名勝天然記念物保存法(文部科学省)等により複数の省庁にまたがる指定がかかり、そのための規制がかかっている。そのために、一体的な松原の管理・整備を行うおとずる場合、法律上の規制に阻まれ地域の独自性とアイデアを活かせないだけでなく、各省庁にかかる許認可に時間がかかり迅速な対応ができない。かかる権限・財源を大方町に移譲し、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が一体的管理をすることによって、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原を取り戻すことができる。
1553	15532010	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	入野松原においては ・保安林指定(防風・潮害防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・史蹟名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園(都市公園) に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管省庁に協議をしなければならないため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅速な対応ができない 住民生活と密着した松原の再生を図るために、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。	「伐採も含めた松原再生事業」を実施することにより、国・県・町がそれぞればらばらに規制・管理している入野松原を、統一した再生計画のもとで総合的に整備する。そのことで住民に身近なかつての松原を取り戻すことができる。	各種指定が少なく、今のように法律や条例で規制されることが緩やかだった時代の松原は、人々の憩いの場所、レクリエーションの場そのものであったが、様々な指定や事業の導入は、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原にしてしまった。かつては食堂や旅館が立ち並び、多くの人が松原に出入りしていたが、全国一律の制度のもとに各種指定を受けた結果、法律上の権威はまとったが、人々には近づき難い松原になった。一体的に松原を管理し、住民生活と密着した松原の再生を図るためには、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が管理するほうが合理的であり、そのことが全国一得の法体系から逸脱していても、国益には反するとは思われない。むしろ、国益を守ろうと全国一律の規制が、そこに住む住民の生活権を脅かしている。住民に最も身近な環境整備は、住民に最も近い地方政府に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。	高知県	大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原は、大方町の町のシンボルであり、町民だけでなく、近隣住民全員の心のふるさとである。入野松原は、森林法(農林水産省)史蹟名勝天然記念物保存法(文部科学省)等により複数の省庁にまたがる指定がかかり、そのための規制がかかっている。そのために、一体的な松原の管理・整備を行うおとずる場合、法律上の規制に阻まれ地域の独自性とアイデアを活かせないだけでなく、各省庁にかかる許認可に時間がかかり迅速な対応ができない。かかる権限・財源を大方町に移譲し、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が一体的管理をすることによって、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原を取り戻すことができる。
1386	13862020	コミュニティバスの認可に関する権限の市町村への移譲	地域に密着した公共交通政策の具現化を図るため、中心市街地活性化計画に基づくコミュニティバスに関する国の認可権限を市町村に移譲する。	コミュニティバスに関する認可権限を市町村が保持することにより、各種施策がバス事業者との連携のもと、より地域ニーズに合致するものとなる。	コミュニティバス路線は生活者の足となるものであり、市の公共交通政策と密接に連携する必要がある。このため、コミュニティバスの認可権限を市町村に移譲することにより、さらに地域に密着した公共交通政策の具現化に努めるもの。また、旅客輸送の安全や利用者保護に関する全国一律の最低限の基準確保については、中心市街地活性化計画に基づくものに限ることで、確保されると考える。	石川県	金沢市	金沢まちなか居住支援構想	地方都市において喫緊の課題である中心市街地の活性化については、金沢市においても中心市街地活性化計画に基づき、戦略的なプロジェクトを重層的・多面的に推進してきたところである。本構想は、中心市街地の更なる活性化を推進し、魅力ある住環境づくりによる定住人口の増加を図るため、暮らしの良さを実感する定住促進、「人・環境にやさしいまちなか交通の確立」の整備方針に則した施策の展開、まちづくりや定住政策に必要な権限移譲等それら整備方針に沿った支援措置提案の実現により、まちなか居住を支援するものである。
1188	11882020	関係省庁連携によるクリーンエネルギー自動車専用ナンバープレートの新設	日光市は環境美化都市であり、恵まれた自然環境が貴重な観光資源であることから、当市から全国的なクリーンエネルギー自動車の普及啓発を発信するため、クリーンエネルギー自動車により訪れる観光客に対し、市内駐車場等の無料開放等の優遇措置を検討している。これは、購入意欲の推進はもちろんのこと、足利銀行一時国有化により地域経済が低迷している今般において、地域観光の活性化といった側面から、訪れる観光客に少しでも魅力ある施策を展開するなかのひとつとしても位置付けている。この施策を実施するにあたっては、通常の車両との区別化が容易にできる必要性が生じることから、クリーンエネルギー自動車専用のナンバープレートが新設できるよう、環境問題を総合的に捉え、国土交通省や環境省等、関係省庁が連携して取り組んでいただきたい。	市内駐車場等の無料開放等の制度確立	環境美化都市として、クリーン自動車の普及促進を地方から全国へ発信するため、クリーンエネルギー自動車利用者に対する各種優遇措置の施策を展開したいが、実施に当たっては、通常車両との識別が容易に行われることが必要であり、専用ナンバープレートの新設が望まれることから提案するものである。	栃木県	日光市	環境美化推進プロジェクト	日光市は環境美化都市として各種施策に取り組んでおり、今後、クリーンエネルギー自動車の普及・啓発を発信していきたい。現在、購入の際に国の助成があり、当市も市民購入の際、独自の上乗せ補助を検討しているが、地球温暖化が懸念されているなか、国においても補助制度の充実を望みたい。また、観光客に対し、市内駐車場無料化等の優遇措置も検討しており、これは、購入意欲の向上はもちろん、足利銀行一時国有化による地域経済の低迷を活性化するものとして位置付けている。実現には、一般車との区別化が必要であり、専用のナンバープレートが新設できるよう、国土交通省や環境省等、関係省庁が連携して取り組んでいただきたい。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1236	12362020	臨港地区変更(解除)における都市計画決定要件の緩和ならびに権限の移譲措置	<p>【提案の内容】 中核市が港湾管理者との協議の下、土地利用の方針を定めた区域においては、臨港地区の変更(解除)における都市計画決定権限を県から市に委譲し、国土交通大臣への協議・同意を要せず、都市計画決定に係る図書を県知事もしくは国土交通大臣へ送付することのみとする。</p> <p>【現行制度とその趣旨】 現在、重要港湾に限りその都市計画決定権は県にある。現行制度は、臨港地区が港湾区域(水域)を地先水面とする土地であるため、都市計画行政と港湾行政との綿密な調整の下、重層的な土地利用制限を行う必要があるため、その整合性を十分に精査する為の制度である。</p> <p>【特例措置を適用する背景】 ・対象地に係る、行政計画の策定に関しては、都市計画と港湾計画の決定権者は同一(市長)であり、十分検討・調整が図られている。 ・本市は中核市であり、提案に係る行政判断ならびに、都市計画決定における十分な能力と体制がある。 ・臨港地区の変更(解除)にあたっては「運用指針」(資料8)を遵守する。</p>	<p>対象地はこれまで民間造船工場として操業していたが、平成15年3月に閉鎖されたため、「浦賀港周辺地区再整備計画(平成15年3月横須賀市)」(資料3、6)および、「浦賀港周辺地区再整備・事業化プラン(平成16年3月浦賀港周辺地区再整備計画推進検討委員会)」(資料4、7)に基づき、観光・交流拠点として再整備を行い、停滞している地域経済を活性化させ、早期に都市再生・地域再生を行うことが期待されている。</p> <p>今後の開発には、行政が先導的に整備を行う「先導的整備区域」と、民間事業者を誘致し都市的土地利用が見込まれる「民間開発区域」がある。「先導的整備区域」は、水辺のプロムナードや、(仮称)ミュージアム・パーク(エリア1)の事であり、「民間開発区域」は、行政・文化機能施設、商業施設、住居等の開発が見込まれる(エリア2)および、港湾関連機能、海洋関連研究施設、住居等の開発が見込まれる(エリア3)である。(資料3)</p> <p>「先導的整備区域」は市が実施計画に位置付け予算措置を行い、事業着手を予定している。 「民間開発区域」は、本特例措置を活用し、民間開発者の進出を促進し早期の都市再生・地域再生を推進する予定。</p>	<p>臨港地区は都市計画法により決定され、港湾法に基づく分区指定と併せ、港湾を管理運営する事を目的とし、厳しくその土地利用が制限されている。臨港地区変更(解除)に係る都市計画決定は、港湾計画変更の方針に基づき、県・国土交通省と調整・協議を行い、地区計画の指定と併せ決定される。「運用指針」資料7</p> <p>【現状の問題点】 臨港地区変更の手続きには、「運用指針」に沿って円滑に進めても、事務調整期間を含めると1年以上(資料3)要する。その間、対象地の民間事業者は変更の確証が得られず、事業化リスクを伴うため、開発意欲が低下し、その結果土地の流動化も進まず都市再生の障害となっている。</p> <p>【提案理由】 上記理由により、臨港地区変更(解除)に係る障害を取り除くことで、早期に民間事業者を誘致し、地域の状況に即し好機を逃さず、都市・地域再生を促進させるための提案。</p>	神奈川県	横須賀市	<p>中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」</p> <p>上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。 臨港地区変更(解除)に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」</p>	<p>三大都市圏等における都市計画決定に係る権限移譲は不十分である。その為、地域の实情に応じた都市計画がタイムリーに行う事が出来ない。そこで、中核市への包括的移譲と関与の見直しによって、地域の状況に即した都市計画決定が可能とし都市再生をスムーズに行う事が可能となる。平成15年3月に閉鎖された住友重機械工業(株)浦賀造船工場用地は臨港地区である為に、事業化の目的が立ち難く事業者の開発意欲が低下している。本提案では中核市が港湾管理者と協議の下、土地利用の方針を定めた場合、臨港地区変更(解除)に関連する手続きを簡素化「決定権の移譲」により、民間開発意欲を促進させ、開発を促進させるものである。</p>
1236	12361020	臨港地区変更(解除)における都市計画決定要件の緩和ならびに権限の移譲措置	<p>【提案の内容】 中核市が港湾管理者との協議の下、土地利用の方針を定めた区域においては、臨港地区の変更(解除)における都市計画決定権限を県から市に委譲し、国土交通大臣への協議・同意を要せず、都市計画決定に係る図書を県知事もしくは国土交通大臣へ送付することのみとする。</p> <p>【現行制度とその趣旨】 現在、三大都市圏等の重要港湾に限り臨港地区の都市計画決定権は県にあり国土交通大臣の同意を要する。現行制度は、臨港地区が港湾区域(水域)を地先水面とする土地であるため、都市計画行政と港湾行政との綿密な調整の下、重層的な土地利用制限を行う必要があるため、その整合性を十分に精査する為の制度である。</p> <p>【特例措置を適用する背景】 ・対象地に係る、行政計画の策定に関しては、都市計画と港湾計画の決定権者は同一(市長)であり、両者間での十分な検討と調整が図られている。 ・本市は中核市であり、提案に係る行政判断ならびに、都市計画決定における十分な能力と体制がある。 ・臨港地区の変更(解除)にあたっては「運用指針」(資料6)を遵守する。</p>	<p>対象地はこれまで民間造船工場として操業していたが、平成15年3月に閉鎖されたため、「浦賀港周辺地区再整備計画(平成15年4月横須賀市)」(資料4)および、「浦賀港周辺地区再整備・事業化プラン(平成16年3月浦賀港周辺地区再整備計画推進検討委員会)」(資料5)に基づき、観光・交流拠点として再整備を行い、停滞している地域経済を活性化させ、早期に都市再生・地域再生を行うことが期待されている。</p> <p>今後の開発には、行政が先導的に整備を行う「先導的整備区域」と、民間事業者を誘致し都市的土地利用が見込まれる「民間開発区域」がある。「先導的整備区域」は、水辺のプロムナードや、(仮称)ミュージアム・パーク(エリア1)の事であり、「民間開発区域」は、行政・文化機能施設、商業施設、住居等の開発が見込まれる(エリア2)および、港湾関連機能、海洋関連研究施設、住居等の開発が見込まれる(エリア3)である。(資料4)</p> <p>「先導的整備区域」は市が実施計画に位置付け予算措置を行い、事業着手を予定している。 「民間開発区域」は、本特例措置を活用し、民間開発者の進出を促進し早期の都市再生・地域再生を推進する予定。</p>	<p>【提案理由】 臨港地区変更(解除)に係る障害を取り除くことで、早期に民間事業者を誘致し、地域の状況に即し好機を逃さず、都市・地域再生を促進させるための提案。</p> <p>【現状の問題点】 臨港地区変更の手続きには、「運用指針」に沿って円滑に進めても、事務調整期間を含めると1年以上(資料3)要する。その間、対象地の民間事業者は変更の確証が得られず、事業化リスクを伴うため、開発意欲が低下し、その結果土地の流動化も進まず都市再生の障害となっている。</p> <p>【参考】 臨港地区は都市計画法により決定され、港湾法に基づく分区指定と併せ、港湾を管理運営する事を目的とし、厳しくその土地利用が制限されている。臨港地区変更(解除)に係る都市計画決定は、港湾計画変更の方針に基づき、県・国土交通省と調整・協議を行い、地区計画の指定と併せ決定される。「運用指針」資料6</p>	神奈川県	横須賀市	<p>中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」</p> <p>上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。 臨港地区変更(解除)に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」</p>	<p>三大都市圏等における都市計画決定に係る権限移譲は不十分である。その為、地域の实情に応じた都市計画がタイムリーに行う事が出来ない。そこで、中核市への包括的移譲と関与の見直しによって、地域の状況に即した都市計画決定が可能とし都市再生をスムーズに行う事が可能となる。平成15年3月に閉鎖された住友重機械工業(株)浦賀造船工場用地は臨港地区である為に、事業化の目的が立ち難く事業者の開発意欲が低下している。本提案では中核市が港湾管理者と協議の下、土地利用の方針を定めた場合、臨港地区変更(解除)に関連する手続きを簡素化「決定権の移譲」により、民間開発意欲を促進させ、開発を促進させるものである。</p>
1236	12362030	臨港地区変更(解除)関連の地区計画決定要件の緩和措置	<p>【提案の内容】 中核市が港湾管理者との協議の下、土地利用の方針を定めた区域においては、臨港地区の変更(解除)に関連した地区計画の決定における県知事への協議・同意を要せず、都市計画決定に係る図書を県知事へ送付することのみとする。</p> <p>【現行制度】 臨港地区を変更・解除するにあたっては「運用指針」(資料7)により、必要に応じ地区計画を定めることとなっている。 都市計画法により、地区計画に係る都市計画決定権は市にあるが、あらかじめ県知事に協議しその同意を得なくてはならない。</p> <p>【特例措置を運用する背景】 ・提案事項番号2にあるように、市が臨港地区変更(解除)に係る総合的な判断を行い、その結果として必要に応じ地区計画定めるものである為。 ・その他提案事項番号2に同じ。</p>	提案事項番号2に同じ	提案事項番号2に同じ	神奈川県	横須賀市	<p>中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」</p> <p>上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。 臨港地区変更(解除)に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」</p>	<p>三大都市圏等における都市計画決定に係る権限移譲は不十分である。その為、地域の实情に応じた都市計画がタイムリーに行う事が出来ない。そこで、中核市への包括的移譲と関与の見直しによって、地域の状況に即した都市計画決定が可能とし都市再生をスムーズに行う事が可能となる。平成15年3月に閉鎖された住友重機械工業(株)浦賀造船工場用地は臨港地区である為に、事業化の目的が立ち難く事業者の開発意欲が低下している。本提案では中核市が港湾管理者と協議の下、土地利用の方針を定めた場合、臨港地区変更(解除)に関連する手続きを簡素化「決定権の移譲」により、民間開発意欲を促進させ、開発を促進させるものである。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1236	12361040	港湾計画変更における要件の緩和措置	<p>【提案の内容】 中核市が港湾管理者との協議の下、土地利用の方針を定めた区域においては、その区域における土地利用に係る港湾計画の変更は、港湾管理者の判断で行い国土交通大臣への送付のみとする。</p> <p>【現行制度とその趣旨】 港湾法により、港湾計画を変更したときは、国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は交通政策審議会の意見を聴き、基準に適合していないと認めるとき、又は著しく不当であると認めるときは変更を求めることができる。本制度の趣旨は、提案事項番号2に同じ。</p> <p>【特例措置を運用する背景】 提案事項番号2に同じ理由に加え、本市はこれまで重要港湾の管理者として、横須賀港のみならず広域的な港湾行政の見地から判断を行っており、本提案に係る行政判断ならびに、港湾計画を変更における十分な能力と体制がある。</p>	提案事項番号2に同じ	上記提案事項番号2、3と関連する本提案を併せて行う。 提案事項番号2に同じ	神奈川県	神奈川県横須賀市	<p>中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」</p> <p>上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生 地域再生を行いたい。</p> <p>臨港地区変更(解除)に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」</p>	三大都市圏等における都市計画決定に係る権限移譲は不十分である。その為、地域の实情に応じた都市計画がタイムリーに行う事が出来ない。そこで、中核市への包括的移譲と関与の見直しによって、地域の状況に即した都市計画決定が可能とし都市再生をスムーズに行う事が可能となる。平成15年3月に閉鎖された住友重機械工業(株)浦賀船舶工場用地は臨港地区である為に、事業化の目的が立ち難く、事業者の開発意欲が低下している。本提案では「中核市が港湾管理者と協議の下、土地利用の方針を定めた場合、臨港地区変更(解除)に関する手続きを簡素化 決定権の移譲」により、民間開発意欲を促進させ、開発を促進させるものである。
1236	12361040	港湾計画変更における要件の緩和措置	<p>【提案の内容】 中核市が港湾管理者との協議の下、土地利用の方針を定めた区域においては、その区域における土地利用に係る港湾計画の変更は、港湾管理者の判断で行い国土交通大臣への送付のみとする。</p> <p>【現行制度とその趣旨】 港湾法により、港湾計画を変更したときは、国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は交通政策審議会の意見を聴き、基準に適合していないと認めるとき、又は著しく不当であると認めるときは変更を求めることができる。本制度の趣旨は、提案事項番号2に同じ。</p> <p>【特例措置を運用する背景】 提案事項番号2に同じ理由に加え、本市はこれまで重要港湾の管理者として、横須賀港のみならず広域的な港湾行政の見地から判断を行っており、本提案に係る行政判断ならびに、港湾計画を変更における十分な能力と体制がある。</p>	提案事項番号2に同じ	上記提案事項番号2、3と関連する本提案を併せて行う。 提案事項番号2に同じ	神奈川県	横須賀市	<p>中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」</p> <p>上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生 地域再生を行いたい。</p> <p>臨港地区変更(解除)に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」</p>	三大都市圏等における都市計画決定に係る権限移譲は不十分である。その為、地域の实情に応じた都市計画がタイムリーに行う事が出来ない。そこで、中核市への包括的移譲と関与の見直しによって、地域の状況に即した都市計画決定が可能とし都市再生をスムーズに行う事が可能となる。平成15年3月に閉鎖された住友重機械工業(株)浦賀船舶工場用地は臨港地区である為に、事業化の目的が立ち難く、事業者の開発意欲が低下している。本提案では「中核市が港湾管理者と協議の下、土地利用の方針を定めた場合、臨港地区変更(解除)に関する手続きを簡素化 決定権の移譲」により、民間開発意欲を促進させ、開発を促進させるものである。
1041	10412010	賑わい創出事業の推進	<p>港湾施設の埠頭エプロンは、平地の少ない長崎において貴重なイベント会場であり、隣接地と一体としてイベントに活用することで、多くの観客が収容できる会場として賑わいを創出できる重要な場所である。よって、船の接岸用の目的以外に一部をイベント会場として活用できるよう規制緩和を図りたい。長崎における港湾施設は、交通の便も良い貴重な場所であり、イベントに活用することで地域の活性化に寄与することが十分に期待できる。また、2006年に開催される「長崎さるく博'06」は、長崎が持つ豊富な資源を再発掘し、「まち歩き」を中心として、長崎の文化・歴史・地形などを楽しみ、長崎の面白さを体験してもらうイベントである。そこで、市内に点在する観光・歴史的資源等を結ぶ「まち歩き観光ルート」において、設置予定の案内表示板(旗、のぼり、バナー等)の屋外広告物の弾力化を図り、観光客にわかりやすく魅力的なものとなるよう整備する。</p>	長崎港は、イベント会場として賑わい、市内の各地ではわかりやすい案内表示板が整備されることから、この「まち歩き型観光」を通して多くの観光客に長崎の魅力を見せたいと、ともに、滞在客の増加に伴い、従来の「施設型観光」では見られなかった商店街での買い物客も増加するなど地域の活性化につながることを期待できる。	長崎観光が生き残るには、従来の「施設回遊型観光」から「体験・滞在型観光」への転換は、必要不可欠であり、その趣旨に沿った「長崎さるく博'06」を成功させるためには、非常に必要な支援措置である。	長崎県	長崎市	長崎市観光2006アクションプラン	長崎市の豊富な観光・文化・歴史的な資源を再発掘するという体験・滞在型観光への転換を図る「長崎市観光2006アクションプラン」の趣旨に沿った「長崎さるく博'06」は、「まち歩き」を中心として、長崎の文化・歴史・地形などを楽しみ、長崎の新しい楽しみ方を体験してもらい、観光客の誘致はもとより市民全体の利益につながるイベントである。そこで、このイベントについて、賑わいを創出し、より魅力あるものとするため、港湾施設をイベント会場として有効活用し、案内表示板を見やすく整備することで、効果的に推進する。また、外国人観光客の来崎を促進するため、入国査証の発給手続きを簡素化する。
1056	10562010	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光振興のための開港	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港湾として開港する。 近隣の開港までの距離が330キロメートル以上 観光船専用バースを有する重要港湾	屋久島、奄美大島、沖縄本島の世界文化遺産・世界自然遺産(候補地を含む)地域と韓国、中国、台湾等のアジア地域や南西諸島と長崎、大阪、横浜など国内観光の拠点港等を結び多彩なクルージングツアー企画を国内外に発信し、観光の振興による地域経済の活性化を図る。	本港は昭和28年の奄美群島本土復帰と同時に開港となり、沖縄の本土復帰を契機に昭和49年開港となった。 出入国港とはなっているものの管理事務所はなく、クルーズ客船の外国港間との直接寄港に常時対応できる体制が整っていないため、クルーズ観光ツアー企画の誘致において、地域独自の取り組みには限界をきたしている。 地理的ポジションや自然的特性を生かすという新たな奄美群島振興開発特別措置法の基本理念のもと、クルーズ観光による地域経済の活性化を図るためには、出入国のみならず、新たな指定港「クルーズ観光指定港湾」として開港することが最大の手段であるとの理由による。	鹿児島県	名瀬市、社団法人奄美大島法人会青年部	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	奄美群島は、昭和28年に本土復帰し、その後50年余にわたり各種の社会基盤整備がなされてきたが、本土との所得格差をはじめ、経済的自立には至っていないのが現状である。今後は、これまで整備されてきた社会基盤を活用し、自立発展のための施策展開が求められている。このような状況の中、重要港湾名瀬港においては、去る4月に観光船専用バースが完成し、クルーズ観光の振興による地域経済の活性化が期待されているが、近隣の開港である鹿児島港と沖縄県那覇港約720kmの海域間は本港を含めて開港がなく、外国港間との直接寄港に常時対応するための体制が不十分であり、併せて港湾施設と観光施設の一体的整備がなされていない。 鹿児島県総合計画で掲げるアジア地域を中心とする海外観光客の誘致拡大と本市が目指すクルーズ観光の振興による地域経済の活性化を図るため、本港をクルーズ観光指定港湾として開港するとともに、港湾施設内における観光客受け入れ施設整備のための支援措置を提案する。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1140	11402070	特定重要港湾の入港料の国への事前協議の見直し	特定重要港湾の入港料について、港湾管理者の自主的・総合的な判断のもとに、その料金を決定する観点から、国への事前協議を見直すよう港湾法を見直すこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定重要港湾の入港料に係る国への事前協議が見直されることにより、その事務手続きの簡素化が図られる。</li> <li>港湾管理者の自主的な判断のもと、その地域の実情にあった港湾管理が可能となる。</li> </ul>	<p>特定重要港湾の入港料に係る国への事前協議については、平成12年4月に認定制から制度改正されたものである。</p> <p>しかしながら、当該入港料については、議会の議決を得て決定されていることから、本来、港湾管理者の裁量により決定されるべきものであって、それにより、港湾管理者が自主的・総合的に港湾管理を行うことができるものと考え。</p> <p>については、特定重要港湾の入港料の国への事前協議について、港湾管理者の自主性の観点から必要ないと判断されるため、今回、その見直しを提案する。</p>	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	<p>本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。</p> <p>このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。</p> <p>また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。</p>
1291	12912020	港湾施設改修費統合補助事業における、大臣承認の省略	港湾施設の補修・改良を、地域(港湾管理者)で作成した維持管理計画を基に、より柔軟かつ効果的に進めるため、港湾施設改修費統合補助事業の変更手続きなどにおける大臣承認を省略する。	<p>統合補助事業は、予算要求や公布手続きの段階において、地方整備局で審議等を行っている。しかし、実施計画書を5ヶ年分作成した後、本省決済が必要であるため、地方整備局の裁量で計画変更などを簡単に行うことができず、緊急的な補修工事等に対して、柔軟な対応がとれない現状となっている。</p>		愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	<p>名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きく寄与している。こうした中、急増する海上コンテナ貨物の港湾内(陸域)における効率的な輸送が重要となり、自動車の警光灯(回転灯)装備と公道走行を柔軟化し、物流機能の更なる効率化をめざす。また、港湾施設整備において、地域の自主裁量性の拡大により、港湾の国際競争力強化に努める。</p>
1291	12912030	港湾関連補助事業全般における、予算の繰り越し手続きの簡素化	気象条件に左右されやすい港湾工事の施工にあたって、地域の自主裁量を拡大し、これまで以上に、柔軟かつ効果的に工事を進めるため、港湾関連補助事業における予算の繰り越し手続きを簡略化する。	<p>岸壁改良 海岸護岸の補強 緑地整備</p>	<p>港湾関連工事は、気象・海象条件に影響されやすく、特に台風期などは作業中断を余儀なくされる。また、海洋工事の特性から、当初において想定できない要因により、作業が遅れることもある。このため、作業期間が限定され、年度内の工事完了に向けて過密な工程の設定が必要となることが多い。</p>	愛知県	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	<p>名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きく寄与している。こうした中、急増する海上コンテナ貨物の港湾内(陸域)における効率的な輸送が重要となり、自動車の警光灯(回転灯)装備と公道走行を柔軟化し、物流機能の更なる効率化をめざす。また、港湾施設整備において、地域の自主裁量性の拡大により、港湾の国際競争力強化に努める。</p>
1458	14582020	占用に関する国の承認の廃止	県が管理委託を受けている国有港湾施設を他の用途又は目的に使用等する場合、国の承認を廃止する。	<p>現行では、県が管理委託を受けている国有港湾施設を他の用途に使用する場合や第三者に使用させる場合は国の承認が必要となるが、それを不要とし、その権限を県に委譲し、港湾施設の利用拡大を図る。</p>	<p>限られた港湾空間において、時代とともに変化する地域の多様な要請に対処するため。</p>	富山県	富山県	環日本海交流拠点みなど再生事業	<p>環日本海交流拠点としての「みなと」の再生を図るため、次の支援措置を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域再生事業債の転貸債としての活用</li> <li>占用に関する国の承認の廃止</li> <li>地方債の繰り上げ償還の免除</li> <li>港湾事業における浚渫土砂の有効利用</li> </ul>
1458	14582040	港湾事業における浚渫土砂の有効利用	公共事業等による浚渫土砂を民間企業に安価又は無償で提供する。	<p>他の公共事業への流用箇所が確保できない浚渫土砂を民間企業に対し安価又は無償で提供することにより、その処分問題を解消する。</p>	<p>公共事業として新たな投資を行うことなく土砂処分場を確保し、かつ民間企業の負担の軽減による地域の再生、活性化を図る。</p>	富山県	富山県	環日本海交流拠点みなど再生事業	<p>環日本海交流拠点としての「みなと」の再生を図るため、次の支援措置を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域再生事業債の転貸債としての活用</li> <li>占用に関する国の承認の廃止</li> <li>地方債の繰り上げ償還の免除</li> <li>港湾事業における浚渫土砂の有効利用</li> </ul>

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1488	14882030	補助金返還要件の緩和による再開発事業の促進	公共クレーンを地方公共団体に売却する場合における、震災復興時に投入された国庫補助金返還の免除	阪神・淡路大震災により被災した神戸港の港湾施設を復旧したが、ここ数年利用率が下がっている。施設の有効利用を図るための売却にあたり、国庫補助金の返還が必要となるが、売却先でも公共クレーンとして利用される場合については、この国庫補助金の返還を免除させることにより、神戸港の財政支援に寄与し、神戸港の活性化につながる。	現状では、公共クレーンを売却する場合において、震災復興時に投入された国庫補助金の返還が必要となる。しかし、地方公共団体に売却する場合は、売却後も公共クレーンの用途として活用され、投入された補助金も震災からの現況復旧費用であり譲渡先でも補助金の効果を発揮している。従って、このような条件下においては、補助金の返還が免除されることを要望する。	兵庫県	神戸市	神戸港再生構想	我が国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割を担ってきた神戸港において、「国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中核港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティクス拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組みたい。
1132	11322010	他用途の民活特定施設への転用(リニューアル)に対する支援	民法法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第5条の規定に基づき行うこととし、その整備事業に対しては、同法所定の支援措置を適用する。併せて、同法の失効期日である平成18年5月29日以降も同法の適用があるものとする。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の目的外処分の禁止期間に関係なく、国庫補助金の返還を要しないこととする。	民法法第2条第1項第3号(情報処理施設)、第4号(電気通信・放送施設)、第13号(小売業高度化施設)、第14号(食品の生産・流通の円滑化等施設)に掲げる施設へ転用し、これらの事業展開を図る。	明石海峡大橋の開通という不可抗力的な社会変動により、遊休化を余儀なくされている民活特定施設の有効活用を促進するため。	兵庫県	洲本市	民活施設の活用による「みなと」再生構想	洲本市は、昔から淡路島の海の玄関口として機能し、港を中心にして街が形成されている。平成6年には洲本市の第三セクター(株)淡路開発事業団が民法法第2条第1項第6号イの港湾利用高度化施設(旅客ターミナル)として「洲本ポートターミナルビル」を洲本港に整備した。しかし、平成10年の明石海峡大橋開通に伴う海上航路の相次ぐ廃止により、旅客ターミナル部分の大半が遊休化し、港のにぎわいが消えている。そこで、同法所定の他用途の特定施設(同条項第3号、第4号、第13号、第14号等の施設)への転用、同法所定の特定施設以外の用途(複合型民間商業施設)への転用を実現することによって、みなとの再生を目指す。
1132	11322020	民活施設の転用による「みなと」再生	転用後の用途が特定施設以外の用途であり、公共施設でもない民間施設として利用しようとする場合であっても、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の目的外処分の禁止期間に関係なく、国庫補助金の返還を要しないこととする。	小売業、飲食業、事務所などに対応できる複合型商業テナントビルへ転用し、これらの事業展開を促進する。	明石海峡大橋の開通という不可抗力的な社会変動により、遊休化を余儀なくされている民活特定施設の有効活用を促進するため。	兵庫県	洲本市	民活施設の活用による「みなと」再生構想	洲本市は、昔から淡路島の海の玄関口として機能し、港を中心にして街が形成されている。平成6年には洲本市の第三セクター(株)淡路開発事業団が民法法第2条第1項第6号イの港湾利用高度化施設(旅客ターミナル)として「洲本ポートターミナルビル」を洲本港に整備した。しかし、平成10年の明石海峡大橋開通に伴う海上航路の相次ぐ廃止により、旅客ターミナル部分の大半が遊休化し、港のにぎわいが消えている。そこで、同法所定の他用途の特定施設(同条項第3号、第4号、第13号、第14号等の施設)への転用、同法所定の特定施設以外の用途(複合型民間商業施設)への転用を実現することによって、みなとの再生を目指す。
1113	11132030	運用時間延長に係る手続きの迅速化	空港の運用時間延長についての要望から実現までの期間を短縮する。	空港運用時間の延長するために要する期間を短縮することにより、利用者の多様なニーズに速やかに応えることが可能となり、人やものの交流をより活発化する。	現在、空港の運用時間の延長は、空港の管理規定の変更にあたり、国土交通省の認可が必要となる。手続きとしては毎年1月末までに航空局に要望書を提出し、航空局は4月末に延長計画空港を決定、その後、予算要求を行い、人員配置等を行うことから、実現まで約1.5年の年月を要する。大交流時代を迎え「人・ものの交流」が増大していく中で、交通機関が利用者のニーズに対応し、柔軟に展開することは、地域の活性化をはじめ、観光振興を図るためには必要である。このことから、予算等の時期等をふまえて実施までにかかる期間を短縮されたい。	福島県	福島県	福島空港を核とした地域の活性化構想	これまでにない「大交流時代」に入った21世紀において、福島空港を「人・ものの交流拠点」として機能を拡充し、地域や企業が直接世界と交流し、あるいは競争する機会を増やすことが、地域経済の活性化と地域雇用の創造につながる。このため、ビザの免除及び空港の運用時間の継続の迅速化を行い、就航先からの観光客の誘致・交流の促進を図るとともに、海外への企業進出や対日投資を活発化させ、地域経済の活性化・国際化を促進する。
1120	11202010	新生名古屋空港にFBOを構築するための基準	愛知県の作成した名古屋空港新展開基本計画には空港の管理運営上飛来する外来機に対するサービスを提供する民営FBOの出現を期待している。名古屋空港内の業界ではFBOのあり方について研究はしているがどうしてもFBOに対する基準なりスタンダードが必要と判断する。なお中国日本航空ではFBOの必須要件である無線の規制改革を先回の構造改革申請時に提案し実現の見通しであるが措置の見直しとしてBランクに位置付けられた。FBOに対する基準なりスタンダードがないと無線の運用上混乱をきたさないか危惧される。米国FCCではFBOに対する業務を認識しており事業の一分野を画するものとして認知している。わが国においても既にグローバルスタンダードとなつちるFBOなたいする基準なりスタンダードを必要と判断する。	空港は地域外から航空機で来る人々のゲートウェイである。海外ではそのような人々に対するサービスを提供するFBOを存在し航空事業分野のもう一つのジャンルを構成している。わが国には未だFBOの概念が無く無用の混乱を避けるため行政としてのFBOなりスタンダードなりの必要性を痛感し要望するものです。	先の地域再生提案時に申請したが愛知県が判断するものとの回答であった。FBOの基準は一つの県が判断するようなものではないと思う。特にFBOの無線運用上の規制改革では(構造改革案件と申請した)全国的な案件としての回答であった。今後無線の無用の混乱を避けるため早急なFBOに対する基準等が必要である。	愛知県	NPO名古屋エア・フロント協会(設立準備中)	新生名古屋空港にFBOを構築するための基準	海外ではFBOは既に航空業務の中でなくてはならない地位を確立している。適正なFBOの活動発展のためにFBOの基準又はスタンダードの設定を要望するものです。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1488	14882020	国有地の財産処理に関する処分要件の緩和	国有地と市有地の交換について国等の公用・公共用等に供する場合だけでなく、港湾管理者が地域の活性化促進等のために必要な場合についても認められるよう処分要件の緩和	メリケン地区において、国有地と市有地を交換し、変形地を整形地とする。これにより、効率的な土地利用が可能となり、資産価値が高まることとなるため、事業者の進出が容易となり、神戸港が賑わい、活性化につながる。	現状、市有地が三角地であるため、利用希望のある事業者が効率的な利用ができないことにより、企業誘致も進まない状況にある。隣接する国有地との交換により整形地とすることにより、国有地及び市有地ともに有効に効率的な利用を可能とする。そのためには、国有財産法第18条第1項により、行政財産の交換は認められていないため、現在、国土交通省所管の行政財産を普通財産に変更する必要がある。国有地は普通財産になると、財務省への所管替えとなり、この財務省所管の国有地を市有地と等価交換する。普通財産の交換については、国の公共用に供する場合だけでなく、管理者が必要な場合についても認められることにより、企業誘致や事業者の進出を推進することができる。	兵庫県	神戸市	神戸港再生構想	我が国経済の発展を支えてきた歴史ある国際貿易港として重要な役割を担ってきた神戸港において、国際みなと経済特区」における規制緩和の活用、「スーパー中核港湾」による次世代高規格コンテナターミナルの育成や官民一体となった荷役の効率化やコスト削減への取り組み、さらには神戸市独自の事業の促進や港湾関連情報のIT化の促進によってロジスティクス拠点機能を強化して世界水準の港湾サービスを提供し国際競争力の回復に取り組んでいく。
1523	15232020	未利用国有地の都市基盤整備を進めるための特例措置	八尾空港は、阪神淡路大震災において、救援物資等の搬送等の基地として重要な役割を果たしました。また、隣接地には、大阪府が平成15年9月に「大阪府中部広域防災拠点」を開設しております。一方で国においても京阪神都市圏広域防災拠点基本構想で八尾空港周辺地域を基幹的広域防災拠点と連携する地域と位置づけられており、八尾空港西側跡地は、防災対策上重要な位置にあります。 しかしながら、災害時の物資輸送車両などが十分に活動するための道路等の整備が遅れているなか、広域幹線道路である大阪中央環状線からのアクセス道路については、八尾空港西側跡地を利用して道路整備等を行うことがもっとも有効であり、広大な空間の一部を公園等のオープンスペースに活用することも防災活動にとって重要なものであります。 そこで、西側跡地に道路や公園等の都市基盤整備を行うに当たり、本市地域が南海・東南海地震防災対策推進地域に指定されたことから、道路法90条第2項に基づき、必要な用地について、無償貸付または譲与等の支援を行うことを同条項の解釈運用の通達に追加していただきたい。 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進にかかる特別法や国有財産法第22・28条において、八尾空港と連携した防災道路やオープンスペース等の整備に必要な用地について未利用国有地を無償貸付又は譲与できる規定を特例として追加していただきたい。 また、平成15年11月13日付け財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会の特別会計の見直しについての取り扱いについても、西側跡地の状況を踏まえて、国有財産の有効活用と早期の効率的な処分につながるため、都市基盤整備についての用地確保の特例的な扱いを設けていただきたい。	東南海・南海地震に対応するために、八尾空港と連携して広域的な防災活動に起用するためのアクセス道路やオープンスペース国有地を利用して確保する。 都市基盤の整備がされることで、八尾空港と連携した災害活動が迅速にできるとともに、地域のまちづくりが可能となり、20年間以上も未利用であった国有地の処分も効率的に実現できる。	当該用地は、20年以上未利用の状態が続いており、基盤整備が全くされていない状態にあり、西側跡地の土地利用検討会(大阪航空局、大阪府、大阪市、八尾市)においても、現在の状況では、開発等に膨大な費用がかかるため、地元自治体はもとより民間等においても一括して購入することは、非常に困難なことが認識されています。 このような状況のなか、地域のまちづくりと国有財産の適正な処分を両立させるためには、道路等の都市基盤の整備を行い、当該土地の付加価値を上げることが必要であると考えます。 また、都市基盤整備がされれば、民間事業者等にとっても魅力ある土地となり、結果として国有地が早期に効率的、効果的に処分できるものと考えます。	大阪府	八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	20年以上も未利用である国有地(八尾空港西側跡地)の有効活用を進めるために、八尾空港周辺地域で災害に強いまちづくりを進めることや地域経済の活性化、地域雇用の創出を実現するために、都市計画の視点から道路・公園などの都市基盤整備や民間事業者誘致等の取り組みを行う。地元自治体が参画できる国有地処分を含めたまちづくりを検討する国のプロジェクト設置や国有地処分の弾力化、都市基盤整備のための国有地活用などの支援を求めるものです。 このことで、南海・東南海地震等にも対応できる防災活動機能の充実などの災害に強いまちづくりを進めるとともに、国有地の効率的な処分を実現できます。
1523	15232030	未利用国有地を都市計画的な視点から有効活用を進めるプロジェクト支援措置	地元自治体のまちづくりを実現できることや国にとっても有益な処分結果が得られるためには、「空港整備特別会計」所管の部門だけでなく、国有地を地域のまちづくり及び防災活動に有効活用するために国の役割を十分に発揮していただけるよう国土交通省、総務省を中心とした(仮称)「八尾空港西側跡地土地利用推進プロジェクトチーム」を設置していただき、地元自治体と協力して、柔軟で多様な手法による処分・活用等支援していただきたい。 なお、この支援措置は、支援措置番号11203(地域再生支援のための特定地域プロジェクトチーム)の設置とは、対象となる土地が国有地という国の所有物であるため、国の主体性が高くなることや地元自治体がチームへ参画できるなどから新たな支援措置として提案するものです。 なお、地域再生プロジェクトとして既に認められている支援(11203地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」)の設置とは、対象となる地域が未利用の国有地であり、国の主体的な関与が必要であることから、同様な支援となるかどうか不明なため、提案します。	八尾空港西側跡地をまちづくりに活かすと共に、国有地の有効な処分を進めるために、都市計画的な視点から国(国土交通省、総務省など)と地元自治体等が協力して進めるためのプロジェクトチームを設置し具体的な計画づくりを行う。 八尾空港と連携した災害に強いまちづくりが国有地を活用して国とともに実現できる。 また、国有地を活用して地域の活性化及び地域雇用の創出が実現できるまちづくりが可能となる。	大阪府	八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	20年以上も未利用である国有地(八尾空港西側跡地)の有効活用を進めるために、八尾空港周辺地域で災害に強いまちづくりを進めることや地域経済の活性化、地域雇用の創出を実現するために、都市計画の視点から道路・公園などの都市基盤整備や民間事業者誘致等の取り組みを行う。地元自治体が参画できる国有地処分を含めたまちづくりを検討する国のプロジェクト設置や国有地処分の弾力化、都市基盤整備のための国有地活用などの支援を求めるものです。 このことで、南海・東南海地震等にも対応できる防災活動機能の充実などの災害に強いまちづくりを進めるとともに、国有地の効率的な処分を実現できます。	
1594	15942020	外国人旅行者に「わかりやすい」観光地整備	日本語表記だけの案内表示では分かりにくいいため、中国語、朝鮮語等も表記した表示を整備して、「わかりやすい」観光地を実現する必要がある。 また、携帯電話のGPS機能やICタグを活用したナビゲーションシステム、観光案内サービス、翻訳サービス等の実現も「わかりやすい」観光地実現のために考えられる。このシステムの実現により、「わかりやすい」観光地を提供したり、新たな観光ビジネスを創造したりするのみでなく、アジアの人々の多くは日本に対して「近代的なイメージ」を抱いているため、新たな観光資源として、集客力を高めることも考えられる。	ア)案内様式等の様式の統一 歴史物、道路、河川、公園等における案内標識等の様式を統一し、英語、中国語、朝鮮語等での説明を加えることで、外国人観光客にとってわかりやすいものにする。 イ)ICタグ、携帯電話等を活用した観光案内サービス実現に向けた実証実験 観光案内サービス、翻訳サービス、ナビゲーション等を携帯電話やICタグ等を利用して実現するために、実証実験を実施する。	日本政府レベルで「観光立国構想」が打ち立てられ、2010年までに日本を訪れる外国人旅行者の数を1000万人に倍増するという目標が掲げられている。この「観光立国構想」の一環として「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が展開されつつあるが、実際に外国人旅行者を受け入れるのは国ではなく各地域なのであり、観光産業の振興による地域再生を目指す地方自治体を国は積極的に支援する必要がある。	東京都	株式会社 東京リアルマインド	外国人旅行者受入体制の包括的整備による地域再生構想	政府の「観光立国構想」の趣旨に沿って外国人旅行者増加による国内観光振興を図るべく、外国人旅行者が満足するレベルの観光資本を日本各地域で包括的に整備する必要がある。特に東アジア諸国からの旅行者の増加傾向に鑑みて、一般地域住民が当該諸国の異文化コミュニケーション能力を高める教育機会の増加、観光案内標識の多言語化とICタグ等利用による多言語翻訳サービス整備、低料金宿泊施設充実、の包括的整備を可能とすべく、既存の関連「支援措置」の組み合わせ適用を促進し、「地域再生計画認定地域に限定した効果を持つ支援措置」の関連項目を「全国を対象とした支援措置」に拡張することを提案する。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1594	15942030	外国人旅行者の負担とならない低料金宿泊施設の整備	外国人、特にアジア地域の人々にとって、日本の物価水準はとて高いものである。その負担を少しでも軽くして、当該地域に足を運んでもらえるように、廃校学校等を利用した低料金の宿泊地を整備する。 また同施設において、同時に、日本人若者の利用も見込む。確かに、短期的には、家族や高齢者に比べ、若者がもたらす経済効果は少ないと考えられる。しかし、長期的視野に立てば、いずれ家族を持ったときなどに、戻ってきてくれることが考えられるため、将来の顧客として、十分意義のあるものと考えられる。	公立学校の廃校校舎等を観光客向け宿泊地として転用使用されていない廃校校舎、勤労青少年ホーム、職業能力開発校、公営住宅等を宿泊地として転用する。特に低い価格設定を行うことで、外国人及び若年者の観光客集客を狙う。	日本政府レベルで「観光立国構想」が打ち立てられ、2010年までに日本を訪れる外国人旅行者の数を1000万人に倍増するという目標が掲げられている。この「観光立国構想」の一環として「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が展開されつつあるが、実際に外国人旅行者を受け入れるのは国ではなく各地域なのであり、観光産業の振興による地域再生を目指す地方自治体を国は積極的に支援する必要がある。	東京都	株式会社東京リ・カルマインド	外国人旅行者受入体制の包括的整備による地域再生構想	政府の「観光立国構想」の趣旨に沿って外国人旅行者増加による国内観光振興を図るべく、外国人旅行者が満足するレベルの観光資本を日本各地域で包括的に整備する必要がある。特に東アジア諸国からの旅行者の増加傾向に鑑みて、一般地域住民が当該諸国の異文化コミュニケーション能力を高める教育機会の増加、観光案内標識の多言語化とCタグ等利用による多言語翻訳サービス整備、低料金宿泊施設充実、の包括的整備を可能とするべく既存の関連「支援措置」の組み合わせ適用を促進し、「地域再生計画認定地域に限定した効果を持つ支援措置」の関連項目を「全国を対象とした支援措置」に拡張することを提案する。
1598	15982010	プロジェクトA-1 忍者センターの建設	宿泊 食事 駐車場 忍者修行 体験 海外環境にあったトイレ 風呂の設備の建設	観光交流空間づくりモデル事業は広域連携観光交流推進協議会が事業主体となっているが個人・民間も実施出来る様に要望する。		滋賀県	柚木俊一郎	忍者プロジェクト	甲賀は古来より忍者の里として有名な地方であります。今や世界のNINJAとして知られるようになっていなく。しかし、後を残さず活躍した彼らはその行動も業績も謎のまま眠っています。その本当の忍者の姿を知っていただくことと開村したのが、忍術村でありました。世界に有名な忍術も個人の力で無一文から作り22年間ががんばってまいりましたが、現在まで国・県・町の援助もないままです。観光立国 日本を代表する忍者をもう一度世界に送り出す計画が忍者プロジェクトです。
1629	16292020	サイエンスツアーの推進	・ 科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓発する必要があることから、各省庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学受入体制づくりに積極的に協力すること。 ・ 研究機関の取りまとめ役である文部科学省研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学体制の整備にあたっては中心的役割を果たすこと。	・ スミソニアン博物館を範とした見学コース等の設定による、見学者の誘致のための各省庁(各独法)連携による支援体制を整備する。	・ 研究機関毎に施設開放や広報への取組みや熱意はまちまちであり、独立して行っていることから、各省庁(各研究機関)が連携して全体の広報の充実を図ることが必要である。	茨城県	茨城県	つくばスミニアンプロジェクト	科学技術基本計画等で目指す「国民が夢と感動を抱ける機会の提供、理解増進のための場・機会の拡充等」を推進するため、筑波研究学園都市における既存の研究機関等を活用したサイエンスツアーの実施体制を整備する。 筑波研究学園都市は1963年の閣議了解以降、約40年に渡り営々と都市の建設整備及び研究活動等が進められ成熟期を迎えつつあるが、平成17年秋のつくばエクスプレスの開通を契機に、既存資源を活用したこのツアー実施により新しいまちづくりを推進する。